

第 56 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 55 年 3 月 18 日）

第 336 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画川之江公共下水道中中央都市下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：中央都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

中央都市下水路、約 181ha、
「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

中央 1 号幹線、川之江町字井池、上分町字登毛田、3.82/2.92×1.5～1.1×1.4、約 2,050m

中央 2 号幹線、金生町下分字松木、上分町字松ノ谷、1.4×1.7～1.0×1.3、約 1,090m

中央 3 号幹線、上分町字三島地、上分町字桶ノ谷、0.9×1.2、約 420m

中央 4 号幹線、川之江町字井池、上分町字穴田、2.4×1.44～1.1×1.1、約 2,760m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

中央都市下水路は、昭和 52 年に計画決定したが、その後計画区域内の既存企業が独自の排水施設を新設したことにより、計画排水量が減少した。これにともない全体的に再検討した結果、幹線経路、管渠の延長及び断面の変更を本案のとおり行うものである。

第 337 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 2,2,3 号喜多台下貝田線を 2,2,3 号三芳下貝田線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,2,3、三芳下貝田線、三芳、周布、（国安、円海寺、喜多台、三津屋）、約 4,000m、
地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は、昭和 40 年に計画決定したものであるが、その後の都市形態の変化及び自動車交通の発展にともない、街路網の見直しを再検討した結果、延長を追加し本案のとおり変更するものである。

第 338 号議案 大洲都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路に 1,4,8 号北只東大洲線及び 3,4,5 号大洲停車場南線を、次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,4,8、北只東大洲線、北只、東大洲、（菅田町菅田）、約 6,330m、20.5m、

内容、柚木字亀山、柚木字柳瀬、約 660m、嵩上式、20.5m～56.0m、

富士、市木、上り約 350m、下り約 390m、地下式、10m、国道 197 号線と立体交差、

市木、東大洲、約 1,040m、嵩上式、31.0m～66.0m、上り約 4,280m、下り約 4,240m、

地表式、20.5m～54.0m、国道 56 号線と起点、起点より 300m 及び終点で平面交差
幹線街路、3,4,5、大洲停車場南線、中村字飛窪、田ノ口字ショウザン、約 420m、地表式、16m、幹
線街路と平面交差 1 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路中 1,小,1 大洲駅前徳森線及び 2,3,1 大洲徳森線をそれぞれ 3,4,4 大洲駅前徳森線及び 3,6,
1 大洲徳森線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄
道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,4、大洲駅前徳森線、中村字飛窪、東大洲、(国道 56 号線)、約 1,050m、地表式、16m、
幹線街路と平面交差 2 箇所

なお、起点附近に約 2,500m²の駅前広場を設ける。

幹線街路、3, 6, 1、大洲徳森線、大洲字山根、若宮、(中村)、約 2,450m、地表式、11m、幹線街路と
平面交差 5 箇所、国道 56 号線

なお、今回 3,4,4 大洲駅前徳森線との交差部に付加車線「幅員 13m」を設置する。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大洲市の中心市街地を通過する国道 56 号線は、近年自動車交通量が激増し、交通渋滞とともに都市環境
を著しく悪化している。このため、将来の交通量を推定の上、大洲バイパスを本案のとおり都市計画道路
として計画するものである。また今後の市街地の発展動向及び土地利用計画を勘案し、将来交通に対処す
べく道路網計画の総合的な見直しを行い、本案のとおり都市計画道路の変更を行うものである。なお、あ
わせて旧都市計画法による名称を新法による名称に変更するものである。

第 339 号議案 大洲都市計画道路の変更 (大洲市決定)

- 1 都市計画道路 3,5,7 号若宮天満線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄
道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,7、若宮天満線、若宮字ヤシキ、東大洲、(国道 56 号線)、約 720m、地表式、12m、幹
線街路と平面交差 4 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路中 1,小,2 若宮慶雲寺線を 3,5,6 若宮慶雲寺線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄
道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,6、若宮慶雲寺線、田ノ口字ショウガ、五郎字青木、(若宮)、約 750m、地表式、12m、
国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 3 都市計画道路中 2,3,2 片原町鉄砲町線及び 2,3,3 片原町本久線をそれぞれ 3,6,2 片原町鉄砲町線及び
3,6,3 片原町本久線に名称を改める。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄
道等との交差の構造】

幹線街路、3,6,2、片原町鉄砲町線、大洲字片原町、大洲字鉄砲町、(楨形)、約 710m、地表式、11m、

幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,6,3、片原町本久線、大洲字片原町、柚木字本久、約 970m、地表式、11m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

第 338 号議案と同じ理由で変更する。

第 340 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 6,5,2 号東予市運動公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

運動公園、6,5,2、東予市運動公園、東予市河原津新田、約 15.0ha、園路及び広場、修景施設、運動施設、休養施設、便益施設、遊戯施設、管理施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本運動公園は、東予広域都市計画区域の緑のマスタープランの構想のなかで都市基幹公園として位置づけられたものである。現在、東予市においては運動公園がなく、地域住民から早期整備を要望されており、今後のレクリエーション重要に対処するとともに、都市環境及び防災面からの機能もあわせ、都市公園として整備を図るものである。

第 341 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に 2,2,12 北星児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,12、北星公園、東予市壬生川、約 0.23ha、広場、修景施設、休養施設、便益施設、遊戯施設、管理施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予市においては、昭和 75 年を目途に公園整備計画を策定しているが、本申請地については、地区住民の要望も強く、関係者の了解も得られたので計画決定するものである。当該地は、市街地に近接しているところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と福祉の向上の場として早期整備を図るものである。

第 342 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

1 都市計画公園に第 72 号生石公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、72、生石公園、松山市生石町、約 0.19 ha、広場、修景施設、休養施設、便益施設、遊戯施設、管理施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市においては、昭和 75 年を目途に公園整備計画を策定しているが、本申請地周辺には児童公園もなく、設置が強く望まれていたが、今回関係者の了解も得られたので計画決定するものである。当該地は、人口集中地区に存するところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と福祉の向上の場として

早期整備を図るものである。

2 都市計画公園中第 6 号北藤原公園、第 69 号西垣生公園及び第 70 号日分公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、6、北藤原公園、松山市藤原町、約 0.18 ha、広場、休養施設、遊戯施設、修景施設、便益施設、管理施設、

児童公園、69、西垣生公園、松山市西垣生町、約 0.07 ha、広場、休養施設、遊戯施設、修景施設、便益施設、管理施設、

児童公園、70、日分公園、松山市山越 1 丁目、約 0.11ha、広場、休養施設、遊戯施設、修景施設、便益施設、管理施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市街地内における既決定児童公園の整備は、市民の要望するところであり、これが事業の実施を進めているが、早期整備を図る観点から周辺環境及び利便性について種々再検討した結果、本申請地に変更するものである。当該地は、人口集中地区に存するところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と情操教育の場として整備を図るものである。

第 343 号議案 松山広域都市計画区画整理事業の変更（愛媛県知事決定）

都市計画城北土地区画整理事業を次のように変更する。

名称：城北土地区画整理事業

面積：約 27.5ha（約 27.4ha）

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、中央山越線、16m、963.3m

幹線街路、八幡前久万ノ台線、9m～12m、354.9m

区画街路は幅員 4 ～8m を適宜配置する。

公園：【種別、名称、面積、備考】

児童公園、丁地公園、約 0.16ha

公園は 3 か所に配置し、面積の約 3%を確保する。

その他の公共施設：用排水路は幅員 1 m～2.5m とし、現在及び将来の土地利用状況等を考慮して配置する。

宅地の整備：約 200 m²～300m²を標準画地とする。

施行区域は計画図表示のとおり

理由書

城北土地区画整理事業は、昭和 49 年に計画決定し、現在整備中であるが、実施に当たり区画街路等公共施設の配置について技術的に検討した結果、土地所有者の了解も得られたので、一部区域を拡大すべく本案のとおり変更するものである。

第 344 号議案 松山広域都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

松山広域都市計画区域を次のように変更する。

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

松山市上伊台町、下伊台町、湯山柳、宿野町及び玉谷町の全域並びに青波町の一部

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

「別紙図面表示のとおり」

3 変更しようとする理由

松山市上伊台町及び下伊台町は、交通の利便性から近年宅地開発等が無秩序に行われており、今後もそのおそれがあるため、都市計画区域に編入し保全すべき区域とする。また、宿野町、湯山柳、玉谷町及び青波町については、石手川ダムの上流に位置し、今後開発のおそれがあるため、石手川の水質保全、水源涵養の目的も含め都市計画区域に編入し保全すべき区域とする。

第 345 号議案 松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。（次のようには別紙）

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

（計画図表示のとおり）

II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

1 都市計画の目標

（1-1）都市計画区域の範囲

本都市計画区域の範囲は次のとおりである。

都市計画区域名、市町名、範囲、面積

松山広域都市計画区域、松山市、行政区域の一部、	18,990ha
伊予市、行政区域の一部、	3,020ha
北条市、行政区域の一部、	2,370ha
重信町、行政区域の一部、	1,630ha
川内町、行政区域の一部、	750ha
松前町、行政区域の全域、	1,970ha
砥部町、行政区域の一部、	630ha
合計	3市4町、29,360ha

（1-2）人口及び産業の見通し

（1）人口の見通し

本区域の自然的・社会的条件を考慮し、将来における人口を次のとおり想定する。

年次、	昭和 50 年、	昭和 60 年、	昭和 70 年
人口	465 千人、	548 千人、	637 千人

（2）産業の見通し

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分、	昭和 50 年、	昭和 60 年
生産規模、工業出荷額	5,192 億円、	8,230 億円、
就業者数、第 1 次産業	30 千人、	24 千人、
第 2 次産業	60 千人、	77 千人、
第 3 次産業	131 千人、	169 千人、
計、	221 千人、	270 千人

（1-3）市街化区域の規模

本区域における人口と産業の見通しに基づき、かつ市街地の現況及び発展の動向を勘案し、市街化区域に収容すべき適正な人口及び市街化区域の規模を次のとおり定める。

(1) 市街化区域に収容すべき人口

区分、	昭和 50 年人口集中地区内人口、	昭和 60 年の市街化区域内人口
総人口	264 千人、	471 千人

(2) 市街化区域の規模

市町名、	市街化区域面積、	備考
松山市、	6,318.1ha、	工業地 902ha、大規模施設地 480ha
伊予市、	357ha、	工業地 46ha、大規模施設地 25ha
北条市、	390ha、	工業地 59ha、大規模施設地 32ha
重信町、	188ha、	工業地 0ha、大規模施設地 43ha
川内町、	105ha、	工業地 18ha、大規模施設地 0ha
松前町、	324.7ha、	工業地 104ha、大規模施設地 6ha
砥部町、	150.7ha、	工業地 44ha、大規模施設地 5ha
計	7,833.5ha、	工業地 1,173ha、大規模施設地 591ha

2 土地利用の方針

(2-1) 市街化区域の配置

松山都心部を含む面積 2,530ha の既成市街地を核として、その周辺部を含めたほか、その他の既成市街地周辺部に市街化区域を設け、国道沿線の要地に飛地の市街化区域を配置する。東部では都心周辺部として宅地開発が進行中の溝辺、東野及び面積 120ha の既成市街地である久米地区一帯の地域と国道 11 号線沿いに平井地区を含め一体的な市街化区域とする。また、重信町に約 190ha、川内町に約 110ha の飛地の市街化区域を配置する。

南部では都心周辺部の石井地区、国道 33 号線沿いの地域及び砥部町地区に約 150ha の市街化区域を配置する。

西部では松山市の面積約 980ha の既成市街地である三津浜地区及び周辺の臨海工業地帯と松山都心周辺部を接続し、一体的な市街化区域とする。なお松山空港を隔てた垣生地区に既成市街地とその周辺を含む約 330ha の飛地の市街化区域を配置する。

このほか、国道 56 号線沿いにある松前町、伊予市の面積約 270ha の既成市街地を中心として、その周辺部に約 680ha の市街化区域を配置する。

北部では都心周辺部の山越、鴨川からさらに国道 196 号線沿いに堀江地区に接続し、都心部と一体的な市街化区域とする。また、北条市の面積約 90ha の既成市街地を含めて約 390ha の市街化区域を配置する。

(2-1) 市街化区域の土地利用の方針

(イ) 商業業務地の配置

(i) 中心商業業務地の配置

松山市の中心商業業務地は本都市計画区域内及び広域圏の機能中枢となっており、建物の高層化、不燃化が進行している。この地区については、今後地方中心商業業務地としてさらにその機能の充実と環境等の整備に努める。このほか温泉観光地として道後地区の機能充実と環境等の整備を促進する。

(ii) 一般商業業務地の配置

商業業務地の周辺部及び松山市三津浜地区、伊予市、北条市の既成商店街は近傍地域の地区中心的商業地として整備を促進し、その他市街化区域内の主要地に近隣商業地を配置して整備に努める。

(ロ) 工業地の配置

(i) 既存工業地

松山市臨海部は製造工場が集積し、面積約 330ha の工業地帯を形成しており、今後も公害防止及び環境保全に留意しつつ既存工業地として維持する。

(ii) 新規に開発すべき工業地

松前町臨海部に既存の工業用地を含めて約 80ha、松山市和気地区に約 80ha、北条市下難波地区に約 50ha を配置すると共に工業の専用化を図る等公害の防止、環境の保全に努める。また市街地内に散在する工場等を移転し用途の純化を図るべく松山市垣生地区に既存の工業用地を含めて約 100ha の工業用地を配置する。なお、内陸部工業用地として川内町に既存の工業用地を含めて約 20ha、砥部町に新規の工業用地約 50ha を配置する。

(ハ) 住宅地の配置

(i) 既成市街地内の住宅地

既成市街地内の住宅地は、その環境の維持改善に努め、まとまりのある住宅地として整備を促進する。

(ii) 新規に開発すべき住宅地

中心商業業務地の東部にある松山市の溝辺地区、南部にある伊予市下吾川地区等の公的機関による宅地開発のほか、松山市石風呂地区等土地区画整理事業により計画的に市街化を図る区域を、新たな住宅地として配置する。また、既成市街地周辺等の開発余地が残されている区域については、良好な環境を備えた住宅地として開発を促進する。

(2-3) 市街化調整区域の土地利用の方針

(イ) 優良な農地として保全すべき土地

本区域の平地部は良好な水田地帯を形成し、山麓部は樹園地としてともに各種の農業投資が行われており、現在計画中、実施中の区域も多い。この区域は今後とも農業上の土地利用が行われるものと想定されているので農業基盤の整備を図り、農業生産の環境保全に努める必要がある。重信川沿いの区域、同区域より伊予市の山寄りの区域、北条市の山麓より国鉄線路の間の農地については保全に努めるものとする。自然地として保全すべき土地本区域内の瀬戸内海国立公園区域となっている北条市鹿島、松山市の釣島、興居島、太山寺、経ヶ森は自然地として保全する。

奥道後玉川県立自然公園である奥道後地区、皿ヶ峰連邦県立自然公園である伊予市の谷上山、大谷池は自然地として保全することとし、必要に応じて公園緑地として整備し保全を図るものとする。

3 交通体系整備の方針

(3-1) 道路交通需要の見通し

人口の集中、産業の発展及び自動車保有台数の増加により自動車交通量は今後さらに増大するものと予想されるがこれに伴い幹線道路網の整備及び既存幹線道路の高効率化が急務となる。

(イ) 松山市道路交通需要量 (単位千トリップ)

区分 総トリップ、(内)～(内)交通、(内)～(外)交通、通過交通、

昭和 49 年	303	229	62	12
昭和 60 年	534	408	105	21

路線名、地点名、昭和 60 年交通量、混雑度

国道 11 号、松山市鷹子、	48,000、1.09
国道 33 号、松山市朝日町、	36,000、0.82
国道 56 号、松山市余戸町、	35,000、0.80
国道 196 号、松山市堀江町、	36,000、0.82
松山環状線、松山市朝美町、	34,000、0.77
県道松山港線、松山市中央町、	36,000、1.00

(3-2) 交通施設の整備の方針

(イ) 鉄道

本区域における通勤通学人口の動向を勘案して、国鉄及び民間既設線の輸送力の整備と相まって、バス等の道路交通と鉄道との有機的な連携を確保し、駅を中心とした発生交通の円滑化を促進するため主要駅前広場の整備を図る。このほか、鉄道と主要幹線道路との立体交差を促進し踏切の除却に努める。

(ロ) 幹線道路の整備の方針

本区域は、県内外を結ぶ主要幹線が放射状に集中し交通量は著しく、現時点においてもかなり渋滞を生じており、今後さらに増大する交通量に対処して円滑に処理するため次の方針により道路の骨格を強化する。広域間連絡道路としての四国縦貫自動車道の建設促進ならびに一般国道 11 号線、33 号線、56 号線、196 号線の拡幅及びバイパスの建設を促進するほか、これを連絡する松山環状線の早期完成を図り、区域内交通時間を短縮する。これら幹線道路の整備のほか、都市計画道路の整備、既存道路の拡幅、交差改良、バス運行施設の整備等により道路機能の高効率化を図り、本区域の内部交通の円滑化を図るように努める。このほか中心商業業務地への流出入交通の増大に対処して交通の円滑化と効率増進を図るため、適切な位置に駐車場を配置するとともに、トラックターミナル等流通業務関連施設の整備を検討する。

(ハ) 空港及び港湾の整備の方針

松山空港は、周辺地域の騒音対策及び環境施設整備を図るとともに、航空旅客需要の増大と航空機の大形化に対応するため整備を促進する。

工業機能の進展と人口増加等により貨物輸送の増大と海上輸送の多様化に対処するため、重要港湾松山港及びその他の地方港湾の整備を促進する。

4 自然地の保全及び公共空地体系の整備の方針

(4-1) 自然地の現況

本区域は愛媛県のほぼ中央に位置し、東北部は高縄山系、東南部は西日本最高峰の石鎚山を擁した四国山脈を背景に松山平野、風早平野が展開し、西部は瀬戸内海に面している。市街地は、これら両平野のほぼ中央に形成されており、重信川、石手川、立岩川が西流して自然景観を形成している。また松山市の既成市街地周辺には小丘陵が点在し周辺の山麓地と一体的に調和して良好な自然環境を形成している。気候は、瀬戸内気候に属し、四季を通じて温暖で、地理的にも恵まれており台風等の自然災害は極めて少ない環境にある。また古い歴史と美しい自然に恵まれた本区域には、日本最古を誇る道後温泉を始め数多くの文化財や遺跡が点在し良好な歴

史的風土を呈している。

(4-2) 基本方針

本区域は恵まれた自然環境と良好な歴史的風土にはぐくまれた地域であるが、近年の都市化傾向は当区域においても著しいものがあり、良好な緑を減少させ、既成市街地、新市街地をとわず生活環境の悪化が増大しつつある。また長期的視点に立って本区域の都市環境を予測するとき、現時点において、これらに対応する諸施策の積極的な展開が強く望まれるものであり、なかでも環境の保全、さらには消失した緑の回復を図ることが急務である。松山を松山ならしめている自然環境、文化環境を受け継ぎ発展させること、個性ある環境と開発の調和を図りながら、良好な生活環境の確保を図ることを基本的な方針とするものである。

(4-3) 緑地の確保目標水準

本区域内における緑地の確保目標のうち、都市公園施設として整備すべき緑地の目標水準は次表のとおりとする。

年次、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 60 年、
目標水準	4.7m ² /人、	約 6.0 m ² /人、	約 12.0m ² /人、

(4-4) 緑地の配置計画

(1) 環境保全系統の配置方針

本区域内の自然環境の骨格を成している北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の小丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町にまたがる山麓地、伊予市の伊予岡古墳一帯、広域を西流する立岩川、重信川、石手川等自然緑地として配置する。また、松山のシンボルである松山城周辺の樹叢を始め、区域内の多く立地している歴史的、文化的に由緒ある神社、仏閣を中心とする樹林地を市街地環境保全緑地として配置する。

(2) レクリエーション系統の配置方針

- (イ) 住区基幹公園は、住区を単位として児童、近隣、地区公園の誘致距離及び住区相互の関連性等を勘案して適正な配置とする。このうち地区公園は 17 箇所を配置する。
- (ロ) 都市基幹公園は、総合公園として北条市のスポーツセンター周辺、松山市の城山公園、伊予市の谷上山公園、松山市南部で松前町に隣接する位置に 1 箇所、松山市北部に 1 箇所、また重信川緑地を利用した運動公園 1 箇所、計 6 箇所を配置する。
- (ハ) 特殊公園は、遺跡、風土、地形等の条件を勘案し、松山市に歴史公園、植物公園等 6 箇所を配置する。
- (ニ) 市街地に点在する美しい小丘陵地、及び市街地周辺の山麓地、また太山寺、石手寺を始めとする四国霊場、歴史的文化財、由緒ある社寺、石手川、重信川、石手川ダム等をネットするサイクリングロード及びハイキングコースを配置する。
- (ホ) その他、梅津寺遊園地、既設のゴルフ場、区域内の民間公園緑地についても配置する。

(3) 防災系統の配置方針

- イ、大震、火災等における安全性の確保を図るため、防災機能を有している松山城、市街地に点在する小丘陵地、及び市街地周辺の山麓地並びに、立岩川、重信川、石手川等を積極的に保全し防災緑地として配置する。
- ロ、石油コンビナート等の特別防災区域として指定されている、松山市西部の臨海工業地帯については、その後背地に位置する弁天山を緩衝緑地として保全し、これに連続して堂之元川、洗地川から重信川に至る緩衝緑道を配置する。

(4) 総合的な緑地の配置方針

- イ 本区域内の自然環境の骨格を成している北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の小丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町にまたがる山麓地、伊予市の伊予岡古墳一帯、広域を西流する立岩川、重信川、石手川等は自然緑地として配置する。このうち防災機能をかねそなえている松山城を始め市街地の小丘陵及び市街地周辺の山麓並びに立岩川、重信川、石手川等を防災拠点として積極的に配置する。
- ロ 自然環境には恵まれているものの住民の日常生活に密接に結びついた住区基幹公園は大きく不足しているため、住区を単位として児童、近隣、地区公園の誘致距離及び住区相互の関連性等を勘案して適正な配置とする。
- ハ 都市基幹公園は、広域全体の利用に供されるものとして広域の中心である松山市に城山公園と、松山市南部で松前町に隣接する市坪地区及び松山市の北部で北条市寄りの和気地区にそれぞれ 1カ所を、また、総合公園として北条市のスポーツセンター周辺、伊予市の谷上山及び重信川緑地の計 6 箇所を配置する。
- ニ 特殊公園は、広域全体のバランスよりも遺跡、風土、地形等を生かした特徴ある歴史公園及び植物公園等を 6 箇所配置する。

(4-5) 実現のための施策の方針

(1) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

- イ 住区基幹公園は整備目標を一人当たり 4.0m² とし約 300 箇所を配置するが、公園緑地の整備状況を勘案して市街地周辺における施設密度の低い地区を優先して整備を促進する。松山市、伊予市、北条市、松前町では、市街地の発展の動向等より、公園の整備が特に必要であり、児童公園の整備に努めるものとする。地区公園については、約 70 箇所を配置するが、用地の確保等を勘案し見通しのあるものから計画的、段階的に整備に努めるものとする。都市基幹公園については、北条市の北条公園、松山市の城山公園、松山中央公園、伊予市の谷上山公園等 6 箇所約 500ha を配置するものとする。特殊公園については、松山市の南部及び北東部を始めとして計 6 箇所約 300ha の歴史公園、植物公園、風致公園を配置するものとする。広域公園については、松山市及び砥部町に整備中の県営総合運動公園 1 箇所約 100ha を今後さらに整備促進を図るものとする。
- ロ 緑地、広場、運動場、墓園その他の公共空地
立岩川、重信川、石手川等を河川緑地として計画的に整備を図るとともに、松山市内の小丘陵地である久万台、弁天山について都市緑地として整備に努める。このほか川内町南部の山麓を緑地として計画する等、緑地全体として 10 箇所約 1,000ha の整備に努めるものとする。

(2) 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

- 本区域は自然的条件に恵まれており市街地及び周辺部に自然緑地が多く分布しており、これらの緑地を風致地区等に指定し、地域制緑地として積極的に保全を図るものとする。また、この内特に必要性の高い地区については、緑地保全地区の指定に努めるものとする。
- イ 風致地区は、現在、松山城周辺、松山市東部の社寺等を含めた丘陵地、市街地内に点在する丘陵地等 14 箇所約 505ha を指定しているが、今後さらに市街地に接する丘陵地、山麓等を取りこみ拡大を図り計 15 箇所約 1,000ha の指定に努めるものとする。
 - ロ 条例に基づくものとして、松山市自然環境保全条例による景観樹林保護地区計 37 箇所約 25ha を指定しているが、今後も順次指定を行うものとする。また瀬戸内海国立公園、奥道後玉川県立自然公園、皿ヶ峰連峰県立自然公園、及び保安林等についても地域制緑地として保全を図る

ものとする。

5 都市排水施設等の整備の方針

(5-1) 下水道の整備の方針

公共下水道については現在松山市、伊予市、北条市が事業を進めており、松山市は中央処理区につづいて西部処理区の整備促進を図るものとする。その他の市街地についても水質保全を考慮した下水道整備に努める。また本区域内の飛地の市街化区域については、その他の市街化区域を含めた広域的な下水道の検討をすすめており早期に実現するよう努力する。

(5-2) 都市河川の整備の方針

本市街化区域に係る河川は、一級河川重信川、石手川、内川、川付川、二級河川では宮前川、久万川、大川その他の河川であるが何れも改修中または未改修となっているため、集中豪雨等により浸水、湛水の被害が生ずるおそれがあるので、これに対処して都市開発の進展状況に応じ順次整備を促進する。その他の都市河川についても下水道計画との関連を勘案して整備を促進する。

6 市街地の開発及び再開発の方針

(6-1) 既成市街地の再開発の方針

既成市街地のうち過密の著しい地区、建物の老朽化した低層市街地など生活環境の改善、都市機能の増進を図る必要のある地区については、民間の協力を得つつ、市街地の再開発事業を行い土地の高度利用を図るものとする。その他既成市街地の建築物については建物用途の純化、中高層化、不燃化を促進し環境の整備改善を図る。

(6-2) 既成市街地周辺部の整備の方針

既成市街地周辺の既に市街化が進行しつつある区域については、原則として公共団体施行の土地区画整理事業により整備を行うよう努める。

(6-3) 新市街地の整備の方針

新市街地は先行的に公共施設の整備に努めるとともに土地区画整理事業等の施行により計画的な市街地の形成を促進する。

第 346 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（愛媛県知事決定）

松山広域都市計画用途地域を次のように変更する。

変更理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い都市の健全な発展に資するために建築物の用途、容積、形態等について適正な規制を定め、良好な市街地の形成を図るものである。

松山広域都市計画用途地域の変更

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比、構成比、増加面積）】

第 1 種住居専用地域、約 153ha、6/10、4/10、

約 1,170ha、8/10、5/10、108

約 ha、10/10、6/10、

小計、約 1,323ha、17.1%、108

第 2 種住居専用地域、約 404ha、20/10、6/10、5.2%、84

住居地域、約 3,627ha、20/10、6/10、46.8%、69.1%、283ha

近隣商業地域、約 88ha、20/10、8/10、4

	約 266ha、30/10、8/10、2
小計、	約 354ha、4.6%、6
商業地域、	約 283ha、40/10、8/10、1
	約 14ha、50/10、8/10
	約 25ha、60/10、8/10
小計、	約 322ha、4.2%、8.8%、1
準工業地域、	約 974ha、20/10、6/10、12.6%、78
工業地域、	約 269ha、20/10、6/10、3.5%、72
工業専用地域、	約 471ha、20/10、6/10、6.0%、22.1%、52
合計	約 7774ha、100.0%、100.0%、684

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 338 号議案、第 339 号議案、

委員：2 点お尋ねしたい。第 1 は、大洲駅前徳森線に約 2,500m²の駅前広場を設けることとなっているが、すでにできているのか。第 2 は、若宮慶雲寺線の立体交差はどうなっているのか。

事務局：第 1 点については、すでにできている。第 2 点については、具体的なことは今後検討する。

委員：大洲停車場南線であるが、3 月上旬再度市の審議会において全会一致で前の計画継続が決定されているが、17 名の者から意見書の提出がなされており、もう少し時間をかけて説得があつてしかるべきだ。どのような話をしたか具体的に説明されたい。

事務局：大洲市の審議会は、不安を解消することを条件としている。またこの地域は、商店街であるため、市は精力的に話を進めている。なお意見書の内容には、不安感を持っている者が多いため、時間をかけて説得したい。

委員：定まってしまってから、聞かなければ収用法でという方法でなく、時間をかけて説得するのが民主的であり、よりベターである。権力的にすればかえってできなくなる。上級官庁との取り決めでもあるのか。

事務局：上級官庁との取り決め等はいっさいない。この地区は、前々からネックとなっており、問題となっている。時間をかけて説得したい。

委員：ここはよく利用しているが、利用者が多く混雑している。早期実現を地元はもとより、利用者も要望しており、時間をかけて、また精力的に回数を重ねて説得し、混雑を解消するよう努力してもらいたい。

第 340 号議案、

委員：干拓地であり、入植によって増反された土地か。どのくらいの面積を出したか。それによって入植した人の生活はどうか。また干拓地の説明をしてほしい。

事務局：地権者の 15 名の方に同意を得ている。

委員：農業経営のどの程度を出すのか。離農するのか。

議長：干拓地はものがない。入植者はものがないので7、8年前から生活が困っていた。そのため庄内から養鶏団地を移している状況である。幸い、国民休暇村、桜井、今治の観光地に隣接しており、レクリエーションに適している。また関係住民、耕作者も歓迎している。また農業者も手放しても農業経営は縮小されない。今後将来とも農林省の当初目的は達成できない。

委員：議長の説明のとおりであるが、事務局の説明と解してよいか。出て行く人は何名か。

事務局：議長の説明のとおりである。出て行く人は15名である。

幹事：干拓地は造成面積47haで39年に完成した。入植者は27戸、増反者91戸、その後42年に黒瀬ダム水没者15名に所有権移転し、44年7月に新田農場に賃借している。公園には47haのうち15haを予定している。

委員：色々変遷のあった土地であり、公園にするのも結構だが、明確な理由をつけてやってほしい。

第343号議案

委員：地権者は何名か。

事務局：全体では217名であるが、直接関係ある人は11名で全員同意をえている。

第344号議案

委員：湯山柳、玉谷町及び青波町は過疎地域であり、全体で30戸しかないが、開発予定の具体的な事例があるのか。なければダムサイトということで編入するのか。

事務局：松山市からの意見では、水質保全のみでなく、一部開発の話があると聞いている。

委員：余り開発の話は聞いてないが、将来大橋の架橋後でもあれば変わってくると思うが、水源涵養が目的であれば、青波の一部で線を引くことなく周辺の町村も含めるべきでないか。必要性に乏しいように思う。

委員：乱開発防止、水源涵養、環境保全について県の態度をはっきりさせよ。また青波で線を引いた理由を明確にせよ。

事務局：この地区は災害のあった地域で、防災のために重要な地域で乱開発の防止が必要であり、広域的な一体の都市として保全が必要である。また青波については、石手川ダムの水面に面している区域として線を引き編入した。

委員：水源涵養からすれば、石手川上流地域の周辺町村も必要でないか。また、現在工事を進めている県道今治松山線の開通が予定されているが、これらを合わせて将来どうするのか松山市と協議の上、臨機応変に措置されたい。

委員：公聴会は何回実施したか。

事務局：公聴会は1回、9月10日にひめぎんホールで実施した。

委員：前回の公聴会は何回実施したか。

事務局：前回は1回実施している。

委員：説明会は前回と比較してどうか。参加者はどうか。

事務局：松山市7回、伊予市、松前町、砥部町、重信町、川内町で各1回実施している。参加者は今回416名、前回690名

委員：54年の工業出荷額、市街化区域人口は。

事務局：工業出荷額、前回目標6,310億円、55年推計6,710億円、市街化区域人口、40年299千人、45年325,700人、50年367,800人、54年400千人（変更後）430千人、60年471千人

委員：線引の見直しは、地権者にとっては非常に大切なことで公正にやってもらいたい。前回の時は、みなし課税が問題となったが、今回は市街化区域を望んでいるならば、説明会の内容について詳しく説明してほしい。

事務局：松山市で6箇所、69名（久米）、26名（余戸）、18名（鴨川）、26名（伊台）、22名（番町）、52名（伊予市）、82名（重信）、24名（川内）、43名（松前）、44名（砥部）

委員：松山市の市街化区域の現在の面積が5,840 haで、そのうち利用されていない農地等が21%（1,226 ha）あるが、残っているこれらは市街化促進すべき地区であるが（10年も経過しているが）これらをどう指導していくか。

事務局：土地利用基本計画を策定し、国の方針により指導してゆくが、個人の財産でもあり、また税制上の諸問題もあって現在困難な問題であるが国と協議の上検討したい。

委員：市街化区域においては、積極的な公共投資を行い、市街化区域に指定した目的にそって行政指導等をすべきである。有効利用するよう検討されたい。

委員：市街化区域においては、公共投資が前提である。農業関係者としてはみなし課税は問題がある。

委員：線引されている地域で、やむを得ない場合は調整区域内でも開発ができるよう併せて要望されたい。（認められてはいるが拡大するよう）

議長：要望する。

委員：線引見直しが遅延したことについてどのように考えているか。全国では拡大率が4.9%、県では9.6%となっているが、どうしてこのようになったか。

事務局：全国では46年に280都市が線引を実施し、54年12月末で線引見直しを実施したのは166都市となっている。拡大率は、人口密度、工業出荷額等から考えても適当と考えられる。人口密度は77人であり、中央審議会では80人と答申している。

委員：要望したいことではあるが、風致地区の指定が今回にもあるが、風致地区に指定されると二重の制約がかかる。財政的な措置を願いたい。また市街化区域においては社会資本の充実が遅れている。格段の努力をお願いしたい。

委員：今回の線引見直しにおける公聴会、説明会の状況を次回の見直しに活かしてもらいたい。

委員：城南農園を市街化区域に入れるのは納得できない。説明会の意見、住民の意見が反映されていないので、この線引には反対である。

第 57 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 55 年 9 月 8 日）

第 347 号議案 伊予三島都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 5 号伊予三島運動公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5、伊予三島運動公園、伊予三島市中之庄町字浜之前、約 13.4ha、園路及び広場、運動施設、修景施設、遊戯施設、休養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島運動公園は、昭和 47 年 2 月 22 日計画決定を行い、昭和 51 年 4 月 9 日一部変更のうえ、昭和 51 年度から事業に着手し鋭意整備を進めているが、近年のスポーツの多様化大衆化に伴い運動施設の需要は高まり、特に野球場について地域住民の要望が高く、今回公園区域の拡大を行い、運動施設を充実するとともに景観、休養施設等も併せ運動公園としての機能を増大し、より適切な整備を図るものである。

第 348 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に 2,2,28 号乃万公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,28、乃万公園、今治市阿方字畑井田、約 0.27 ha、広場、便益施設、遊戯施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治市の中心市街地より西へ約 3km 離れた市街化区域で、国道 196 号線と国道 196 号今治バイパスに囲まれた近年宅地化が著しい新市街地であり、住居地域と一部準工業地域である。この乃万地区には児童公園が皆無であるので都市公園として都市計画決定を行い、公園を整備し、児童の福祉の向上を図るものである。

第 349 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園中第 22 号北吉田公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、22、北吉田公園、松山市北吉田町、約 0.31 ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該都市計画公園周辺の市街化の動向、土地利用状況、オープンスペースの確保、地元住民の意向等の面から再検討した結果本案のとおり敷地拡張を行い、児童の福祉の向上を図るものである。

第 350 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園中第 73 号高岡第 1 公園、第 74 号北久米 7 区公園、第 75 号経石山公園、第 76 号朝日ヶ丘公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、73、高岡第 1 公園、松山市高岡町、約 0.23 ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

児童公園、74号北久米7区公園、松山市北久米町、約0.23ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

児童公園、75、経石山公園、松山市桑原4丁目、約0.12ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

児童公園、76、朝日ヶ丘公園、松山市朝日ヶ丘2丁目、約0.30ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上を図るものである。

第351号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（津島町決定）

都市計画公園に第2,2,6号寿児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2,2,6、寿児童公園、津島町寿町、約0.26ha、広場、便益施設、遊戯施設

「区域は、別添計画図表示のとおり」

理由書

国道56号線の津島大橋より東へ300mの地区の中心部にあり、付近には岩松保育園が開設されている。児童の福祉向上のため都市公園として都市計画決定を行い公園の整備を図るものである。

第352号議案 今治広域都市計画道路の変更（大西町決定）

都市計画道路中2,3,32号政所本線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,32、政所本線、大西町大字九王甲2070-2番地、同所同字甲2427-1番地、（大西町三津屋政所）、約790m、地表式、12m、町道大通線と平面交差

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

国鉄予讃線から海岸側の市街地には、住居地域及び工業地域を有するが、主要な道路がなく狭小な町道は一方通行であり、都市機能、都市環境を著しく阻害している。そのため、市街地の形成及び円滑な交通を勘案のうえ、将来交通にも対処すべく都市計画道路の整備を図るものである。

第 58 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 55 年 12 月 18 日）

第 353 号議案 伊予三島都市計画下水道の変更（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：伊予三島公共下水道
- 2 処理区域又は排水区域

【名称、面積、備考】

伊予三島公共下水道、汚水約 674ha、村松分区 78ha、中之庄分区 177ha、寒川分区 98ha、三島分区 321ha、
雨水約 674ha、長谷川排水区 61.3ha、大谷川排水区 135.4ha、井関川排水区 95.5ha、
宮川排水区 125.3ha、海岸寺川排水区 125.3ha、赤之井川排水区
83.6ha、堀子川排水区 47.6ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

寒川第 1 汚水幹線、伊予三島市具定町字倉之内、伊予三島市寒川町字西浜、0.30m～0.80m、約 1,680m、寒川分区

寒川第 2 汚水幹線、伊予三島市寒川町字江ノ元、伊予三島市寒川町字江ノ元、0.25m、約 280m、寒川分区

寒川第 3 汚水幹線、伊予三島市具定町字倉之内、伊予三島市具定町字倉之内、0.25m～0.80m、約 500m、寒川分区

寒川汚水圧送幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市具定町字倉之内、0.30m、約 320m、寒川分区

中之庄第 1 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中央 5 丁目 6、0.20m～0.90m、約
2,490m、中之庄分区

中之庄第 2 汚水幹線、伊予三島市金子 2 丁目、伊予三島市金子 2 丁目、0.25m、約 170m、中之庄分区

中之庄第 3 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字汐汲道、0.25m～0.80m、
約 780m、中之庄分区

中之庄第 4 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字頭王、伊予三島市中之庄町字頭王、0.25m、約 330m、中之庄分区

三島第 1 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目、伊予三島市中曾根町字秋則、0.25m～0.80m、約 2,060m、三島分区

三島第 2 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目、伊予三島市中央 5 丁目、0.25m～0.35m、約 990m、三島分区

三島第 3 汚水幹線、伊予三島市宮川 3 丁目、伊予三島市中曾根町字井垣、0.25m～0.80m、約 950m、三島分区

三島第 4 汚水幹線、伊予三島市宮川 2 丁目、伊予三島市朝日 3 丁目、0.25m～0.80m、約 1,070m、三島分区

三島第 5 汚水幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市金子 1 丁目、0.8m、約 100m、三島分区

三島第 6 汚水幹線、伊予三島市朝日 1 丁目、伊予三島市朝日 3 丁目、0.20m～0.80m、約 760m、三島分区

三島汚水圧送幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市中央 1 丁目、0.40m、約 750m、三島分区

村松汚水幹線、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市下柏町字御所地、0.25m～0.80m、約 2,200m、村松分区

村松汚水圧送幹線、伊予三島市朝日町 2 丁目、伊予三島市村松町字日吉縄、0.20m、約 1,640m、村松分区

処理場吐口及び放流管渠、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字浜之前、0.90m、約
60m、村松分区

その他、0.2m～0.25m、約 10,7840m、汚水枝線渠

長谷川第 1 雨水幹線、伊予三島市寒川町字大倉、伊予三島市寒川町字大倉、1.30m、約 130m、長谷川排水区

長谷川第 2 雨水幹線、伊予三島市寒川町字原口、伊予三島市寒川町字原口、1.20m、約 190m、長谷川排水区

長谷川第 3 雨水幹線、伊予三島市寒川町字西浜、伊予三島市寒川町字西浜、1.30m、約 400m、長谷川排水区

大谷川第 1 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字倉之内、伊予三島市中之庄町字浜之前、1.00m、約 340m、

大谷川排水区

大谷川第 2 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字宮ノ北、伊予三島市中之庄町字宮ノ上、1.05 m～1.80m、約 950m、大谷川排水区

大谷川第 3 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字頭王、伊予三島市中之庄町字汐汲道、1.10m～1.20m、約 610m、大谷川排水区

大谷川第 4 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字宮ノ北、伊予三島市中之庄町字宮ノ上、1.20 m～1.30m、約 910m、大谷川排水区

井関川第 1 雨水幹線、伊予三島市中曾根町字下石床、伊予三島市中曾根町字中石床、1.30m、約 670m、井関川排水区

井関川第 2 雨水幹線、伊予三島市中央 5 丁目、伊予三島市中央 5 丁目、1.10m、約 80m、井関川排水区

井関川第 3 雨水幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市金子 2 丁目、1.10m、約 160m、井関川排水区

宮川第 1 雨水幹線、伊予三島市中曾根町字寒柿、伊予三島市中曾根町字溝又、1.00m～1.10m、約 240m、宮川排水区

宮川第 2 雨水幹線、伊予三島市中曾根町字溝又、伊予三島市中曾根町字生吉、1.40m、約 490m、宮川排水区

海岸寺川第 1 雨水幹線、伊予三島市中曾根町字井垣、伊予三島市中曾根町字井垣、1.00m～1.40m、約 400m、海岸寺川排水区

海岸寺川第 2 雨水幹線、伊予三島市朝日 1 丁目、伊予三島市朝日 1 丁目、1.10m、約 190m、海岸寺川排水区

赤之井川雨水幹線、伊予三島市朝日 2 丁目、伊予三島市朝日 2 丁目、1.10m～1.50m、約 300m、赤之井川排水区

堀子川雨水幹線、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市村松町字蛭子縄、1.20m～1.50m、約 670m、堀子川排水区

長谷川第 1 雨水幹線吐口、伊予三島市寒川町字大倉、伊予三島市寒川町字大倉、1.30m、長谷川排水区、放流先、喜蔵川

長谷川第 2 雨水幹線吐口、伊予三島市寒川町字原口、伊予三島市寒川町字原口、1.20m、長谷川排水区、放流先、樋之尾谷川

長谷川第 3 雨水幹線吐口、伊予三島市寒川町字西浜、伊予三島市寒川町字西浜、1.30m、長谷川排水区、放流先、樋之尾谷川

大谷川第 1 雨水幹線吐口、伊予三島市具定町字倉之内、伊予三島市具定町字倉之内、1.00m、大谷川排水区、放流先、大谷川

大谷川第 2 雨水幹線吐口、伊予三島市中之庄町字宮ノ北、伊予三島市中之庄町字宮ノ北、1.80m、大谷川排水区、放流先、燧灘

井関川第 1 雨水幹線吐口、伊予三島市中曾根町字下石床、伊予三島市中曾根町字下石床、1.30m、井関川排水区、放流先、不老谷川

井関川第 2 雨水幹線吐口、伊予三島市中央 5 丁目、伊予三島市中央 5 丁目、1.30m、井関川排水区、放流先、井関川

井関川第 3 雨水幹線吐口、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市金子 1 丁目、1.10m、井関川排水区、放流先、井関川

宮川第 1 雨水幹線吐口、伊予三島市中曾根町字寒柿、伊予三島市中曾根町字寒柿、1.10m、宮川排水区、放流先、宮川

宮川第 2 雨水幹線吐口、伊予三島市中曾根町字溝又、伊予三島市中曾根町字溝又、1.40m、宮川排水

区、放流先、宮川

海岸寺川第 1 雨水幹線吐口、伊予三島市中曾根町字井垣、伊予三島市中曾根町字井垣、1.40m、海岸寺川排水区、放流先、海岸寺川

海岸寺川第 2 雨水幹線吐口、伊予三島市朝日 1 丁目、伊予三島市朝日 1 丁目、1.10m、海岸寺川排水区、放流先、海岸寺川

赤之井川雨水幹線吐口、伊予三島市朝日 2 丁目、伊予三島市朝日 2 丁目、1.50m、赤之井川排水区、放流先、赤之井川

村松ポンプ場吐口及び放流渠、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市村松町字日吉縄、1.50m、約 90m、村松排水区、放流先、川茂川

その他、0.5m～0.9m、約 33,700m、雨水枝線渠

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

具定汚水中継ポンプ場、伊予三島市具定町字倉之内、約 700m²、揚水量 0.1044 m³/秒（污水）

三島汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央 1 丁目、約 360m²、揚水量 0.2033m³/秒（污水）

村松ポンプ場、伊予三島市村松町字日吉縄、約 2,020m²、揚水量 0.0366m³/秒（污水）、

揚水量 3.620 m³/秒（雨水）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予三島市終末処理場、伊予三島市中之庄町字浜之前、約 45,000m²、標準活性汚泥処理

処理水量 23,100m³/日（日最大）、0.2674 m³/秒（日最大）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島公共下水道は昭和 47 年 2 月に計画決定し事業推進に努めているところである。今回の変更は、昭和 50 年に計画決定した用途地域に適合すべく計画区域を拡大すると共に、併せて全般的な再検討の結果、終末処理場の拡大、ポンプ場の統廃合及び幹線管渠ルートの変更等を行うものである。

第 354 号議案 松山広域都市計画河川の決定（愛媛県知事決定）

都市計画宮前川及び宮前川放水路を次のように決定する。

【名称（番号、河川名）、位置（起点、終点）、区域（幅員、延長）、構造、備考】

1、宮前川、松山市北斎院町、松山市愛光町、22m～55m、約 3,770m、堀込式、単断面式

2、宮前川放水路、松山市大可賀 3 丁目、松山市北斎院町、12m～42m、約 2,390m、隧道式

ただし、松山市大可賀 3 丁目、松山市北吉田町、16m～42m、約 560m、堀込式、単断面式

松山市北吉田町、松山市北吉田町、16m～18m、約 260m、暗渠式

松山市北吉田町、松山市別府町、12m、約 1,200m、隧道式、自然流下式

松山市別府町、松山市北斎院町、22m～31m、約 370m、堀込式、単断面式

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宮前川は、その源を石手川の中流岩堰に発し、道後、文京町、本町、宮西町と中心市街地を西に流れ、

愛光町に至り国鉄予讃線と交差する付近から南に向きを変え、南江戸町で普通河川中の川を合流して西に
転じ、さらに北齊院町で北流して三津浜内港に注ぐ。流域面積 12.9km²、延長 10.8km で市街化区域を貫
流する典型的な都市河川である。昭和 30 年以降における都市部への人口及び産業の集中は著しく、本流域
においても市街化、宅地化が進展しており、集中的な降雨、出水ごとに溢水、氾濫をくりかえし、沿線は
多大の被害を受けている現状である。また、昭和 54 年 6 月の梅雨前線においては、甚大な被害をこうむっ
たため、同年 8 月「激甚災害対策特別緊急事業」として箇所指定を受けた。今回、都市計画河川として、
国鉄予讃線付近から下流約 3,770m について堀込式単断面の新規河道を計画する。また河口から上流約
2,800m は、狭小な断面ではあるが、沿線の状況より拡幅が困難なため、弁天山を隧道で通す放水路約
2,390m を計画し洪水流量 130m³/秒のうち 110m³/秒を放水し出水時に対処するものである。この計画整備
により、水害を防止し、民生の安定、都市環境の改善を図り公共福祉の増進に寄与するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 353 号議案

委員：寒川、中之庄と具定付近は、何故除外されているのか。

事務局：今回見直したのは、用途地域がここまで拡大しましたが、こちらはそういう用途の指定をされて
いないので対象区域外になっています。

委員：今度の用途地域に追加しようとしている地域と対比して寒川と差があるか。

事務局：今回の下水道計画を考えたのは、昭和 47 年に計画決定されたあと昭和 50 年に伊予三島市の用途
地域の計画決定がされたので、その地域を対象にしています。

第 354 号議案

事務局：次に住民周知等の経過について声明します。関係地区住民及び土地改良区等水利関係者への説明
会は、味生地区を手始めに各地区ごとに本年 10 月 1 日から 11 月 26 日の間に 10 箇所で開催を
行いました。その結果は、出席者 175 名で、出された主な意見は工事实施上のこと、補償の方法、
特に代替地のあっせん、完成後の危険防止対策や早期着工要望等でした。これらについては、そ
れぞれに対して事情説明し、大方の理解を得ました。また、地元説明会以前には、地区の代表者
や関係者に対して宮前川工事事務所長が個別に会って事業計画を 70 回程度説明し、協力を要請し
ています。一方、地元水利関係者への説明会は、昭和 55 年 5 月 24 日から 10 月 27 日の間 17 回
にわたり、松山市農協味生支所や宮前川工事事務所等で関係土地改良区の理事や関係者ならびに
井堰の利用関係者に計画案の説明を行うとともに用水井堰の先進地である今治市、玉川町、丹原
町の現地視察を 7 月 22 日に、土地改良区等関係者 56 名を案内し啓蒙する等、協力要請していま
す。また、臨海部の関係企業 5 社（帝人、大阪曹達等）に対しても個別に訪問し、事業計画の内
容の説明協力をお願いしています。計画案の縦覧については、11 月 15 日付松山市の広報に掲載
するとともに、11 月 21 日から 12 月 5 日まで行いました。その結果は、縦覧者 34 名で、そのう
ち 11 名より縦覧意見が提出されている。その内容は、現在の河川を拡幅すべきでこの計画案に反
対する方が 8 名、市や県から誠意がない限り反対する方が 2 名、堤防が現在より高くなる等構造
上の問題による反対者が 1 名です。意見書を提出された関係者の住所を調べた結果、全部がこの

南斉院町の丸山橋付近延長 150m くらいに住んでいる方々で、種々検討しましたが、現河道は屈曲が著しく、かつ断面が狭小で、流水疎通能力が少なく、昭和 44 年ころより県、市で比較ルートについて検討を行い、昭和 47 年には計画法線が具体化し現地へくい打ちし、住民に周知した経過もあり、加えて現川拡幅は対象家屋も多いため本計画通り施行することを基本に、県としては引き続き今後とも説明し、了承を得るべく説得を行い説明会及び縦覧で出された意見を真剣に受け止め誠意を持って努力を傾注する覚悟です。なお、事業の成否は家屋の移転問題にかかっているため、県、市が力を合わせて最善の努力をしてまいりたい。一方、松山市都市計画審議会は、本年 12 月 9 日開催され異議なく承認されています。計画標準断面は、議案総括図の最後のページに記していますが、宮前川本流が a~a 断面で放水路の内トンネル部分が b~b 断面、トンネル下流は c~c 断面のようにボックスになっています。

委員：宮前川の改修は抜本的なもので、長い懸案である。ところが、生石地区では新たに川が流れ込む。それには松山市の下水処理場を含めたものが流れ、汚水ではなくきれいな水になるのであろうが、若干の問題もあって、その点で賛成を得られなかった。生石地区の人は総論では賛成したが、かなりの条件を付けていると聞いたが、そのことはうまくいっているか。海に流すことについて、漁業組合の了解が得られているか。

技術監：生石地区については、かなり具体的な物件が相当数ある。また、その他の地区についても、かなり出ていて、大綱については一応賛成をいただいているが、細かいことについては、個々に話し合いをなお続けていくことになっている。漁業組合については、松山漁協、今津、三津浜の 3 漁協がある。大体合意に達したので近々調印していただくことになっている。金額については、まだ調印していないので控えさせていただくが、ほぼ合意を得ました。

委員：この意見書には、一部関係者の地域の人しか出てなく、松山地区の関係でかなり大胆な条件提示もあったということだが、十把一絡に理解すると、いろいろ困難はあったが、最終的にはうまくいったということか。

技術監：基本的にはそういうことです。ただ、詳細、個別になると、時間のかかる問題、市の協力がかせないもの、すでに対策しているもの等があり、今出されているのは一部の意見であるが、他にもたくさんあるので、私どもは、意見は意見として、それなりに出来るものから対応していく。話し合いについては、それぞれ具体的につめていきたい。

委員：この意見書が出ているのは、ごく限られた地域の住民のようだ。将来の見通しとしては、この人たちも、いろいろな経過はたどるだろうが、了承は得られるだろうと考えているのか。

技術監：かなり時間はかかると思う。意見書提出者 11 名のうち 8 名は現川拡幅を主張しているので、今後時間をかけて説得しなければいけないと考えている。

委員：長い懸案で多くの努力がはらわれてきたが、少数者を殺さないよう最善の努力を望む。

委員：この計画で立ち退きを必要とする戸数はいくらか。弁天山の所有者はどうか。3 漁業組合を対象にした漁業補償の問題について、補償の根拠と範囲を訊きたい。これに関係する水質汚濁等環境問題についてどういうふうに検討が進められているのか。こういうふうにやりたいとの説明は聞いたが、大きなプロジェクトなので、年次計画も含めてより具体的な説明を欲しい。流量毎秒 100 トンを分離して放水路に流すとき、これを越える水量になると技術的にどのようになるのか。

技術監：補償問題については、北斉院地区が 60 戸、南斉院が 50 戸、別府が 20 戸で、全体で 130 戸の移転を予定している。先程意見書が出た地区を含めて、今後の対応として、この地域に市街地開発ができないかということ、松山市と我々の工事補償対象の中で検討している。中には他地域に

移りたいという人もいて、今後その点も含めて検討したい。

河川課長代理：流量計画について、この事業は激甚災害対策特別緊急事業であり、今年の梅雨前線豪雨と同じ雨量に対して再度災害が発生することのないように計画しており、別府の分水路付近で130m³/秒の水が出ることになる。味生小学校から下流の現河道は大体10m³/秒くらいの断面しかないので、掘り下げ等により20m³/秒を流し、残りを放水路に変え、110m³/秒をトンネルで海の方に流します。トンネルにそれ以上水が来ると、転倒堰の現在の河道の方でいっぱいになるので、トンネルは110m³/秒でいっぱいです。年次計画については、現在建設省も含めて、本日も調整している段階です。

技術監：弁天山の所有者については、台帳を見ると、別府、北斎院の個人所有地になっています。漁業補償については、川から出る汚泥の量、これを内港等資料等を使って計算した数量を勘案し、消滅する区域、その中には導流堤を作るので導流堤で直接消滅するもの、それから将来汚泥で堆積するもの等を両面から抽出して数量を積算し、基本的には消滅区域を定めます。それに加算する影響を積算して話をしている。その中には処理場の問題も入っているので、これについては今後詰めるという考え方で、基本的には河川管理者の立場で全体として基本を押さえるという考え方で

委員：年次計画については、建設省と協議中とのことだが、新聞には予算69億、4カ年計画と報道されている。我々は、審議会都市計画事業に認定するかどうか審議しているが、マスコミでかなり具体的なものが発表されている。審議会にはわずかしこ報告しないのはおかしい。審議会に見合う具体的な説明がほしい。放水路の使用法、限界等について、従前の宮前川では分岐点以下ではおおむね10tの容量しかないが、掘り下げその他改修して20tにする。今年の豪雨その他を勘案して130tにおさえて110tを放水路に流す。それ以上の場合についてはよくわからないが、これだけ画期的な事業をするなら、130t以上の水がでないとの保証はないので、もう少し納得のゆく説明をしてもらいたい。漁業補償の根拠については、原則的に汚泥量を基礎にそれなりの積算もやり、協議を進めているようだが、問題は、この川には生活排水その他の排水も出て来るので、漁業補償以外に水質汚染その他に伴う一般環境問題について、どう検討し、どう判断するのか、どのような計画で対応するのかについて、併せて答えていただきたい。

土木部長：年次計画について、放水路を抜く方が「激特」であり、4年でやろうということが決まっています。上流に続く本川の改修については中小の河川改修でやり、全体計画が大体100億ちょっとかかります。現在についている予算は愛媛県で2億5,000万円くらいなので、いつまでかと言われるとなかなか難しい。しかし、60数億もの工事をして先が出来ないのではいけないので、河川局でもトンネルができれば、中小の方もスピードアップしてくれると考えると、おおむね15年くらいで全部が完成するだろうと考えています。それをさらに縮めるよう努力しています。

技術監：環境権の問題については、このショートカットの計画を契機に、これを軸にした総合的な都市下水道計画を立ててほしいと、松山市にお願いし、検討してもらっている。その中で、改修のピッチに合わせて必要なポイントを絞り、計画的に施行してほしい。現在の終末処理場については、合流方式が問題になるので、合流区域の中で流域カットができるかどうか調べると、道後からかけて多大な区域を都市下水路とすれば、ポンプアップが必要だが石手川に入る区域になるので、あわせて考えたい。もうひとつは、流域変更できるところが周辺にあるかどうかを検討しているので、終末処理場の解決の問題、それと宮前川を軸にした都市下水路の一貫性の問題、この二つを合わせて検討するようお願いしている。なお、水路等の中にも都市下水路として対応できるも

のについては、もう一度検討して欲しいということも考えている。

委員：130tよりオーバーした場合の説明がない。土木部長の説明に対して要望と意見を申しあげたい。放水路が4カ年計画で先にでき、上流が15年くらいかかりそうだとのことだが、上流ができないと、4カ年で仕上げた放水路も完全には有効利用を果たさない。上流の方が浸水して困っているので可能な限り努力して全体計画を早め、河川改修と放水路が同時完成するように願いたい。

委員：関係住民は河川改修を久しく望んでいたところであり、県の努力も理解している。土木部長の説明にもあったが、特に大きな力を注いでほしい。分岐点から下流では、従来から非常に臭い川であったのが、最近ではきれいな川となっている。ある程度の水を流さないとまた汚れるので、灌漑用水も含めて技術的にもうまくやってほしい。

議長：先程のオーバーについて。

河川課長代理：先に述べたように宮前川の改修は、「激甚災害対策特別緊急事業」と「中小河川改修事業」の2本立ての事業である。放水路から下流の区間では、常時この水を流し、放水路の分かれるところにコンクリートの固定堰とその上にゴム式の堰を二つ重ねることにして、一定量以上の水になってはじめて放水路に水が落ち込むということで、最終的に現河道に20t、放水路に110t流れる計画になっている。それから130t以上流れた時については、最終的に20t、110tにわける分け口の構造について、河川基準を含めて細かい検討を行っている。それから計画自体については、一応110t以上放水路に流れる時点では本川の20t流れる方であふれるが、また新たに河川が出来る区間では浸水の危険がないというような計画を進めている。

土木部長：いまの説明ですが、これは30年確率、気象台の観測から大体30年に一度の洪水に見舞われても完全に回収できるということを基本にしている。余裕を考えていて、今両方で130tであるが、30%くらいの余裕を持っているので、まあ180tくらいは流せる。30年確率といっても、確率のことですので、40年くらいに一度は浸水を免れないという計画である。放水路が4年でできても後が出来なければ効用を発揮できないとの意見ですが、この4年の間にも中小河川事業がおこなわれるので、放水路が出来た時には放水路の入り口から上流に向けて暫定断面とかいろいろ方法で一応放水路に導いてゆけば、100%改修が終わらなくとも効果は80%に上がっていくというような方向を向いて検討してゆくので、ご了承ください。

委員：河川断面のa-a断面について、堤防の上は管理道路と思うが、管理道路も含めて計画決定するのか。

課長補佐：管理道路も含めます。管理道路というよりも堤防です。

委員：この堤防は、大体両側4mくらいあるが、将来自動車が通るのか。

技術監：ただいまの堤防については、基本的には河川の管理用道路です。あと土羽があるので5mくらいになるが、たとえば市の方から兼用道路としての申請を出し、河川管理者の許可を得て、併用道路として使うことはできる。

委員：国鉄を横断する場所で、そういう道路に将来使われる場合は問題があるので、そうするときには地下通過にしてもらいたい。

技術監：もちろん、鉄道の場合には、当然管理者に協議したうえで決定することになります。

第 59 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 56 年 3 月 17 日）

第 355 号議案 松山広域都市計画社会福祉施設の決定（松山市決定）

都市計画総合福祉センターを次のように決定する。

【番号、名称、位置、面積、備考】

1、総合福祉センター、松山市道後一万、松山市道後今市、松山市道後町 2 丁目、約 2.8ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

今後、福祉行政の方向とする在宅福祉、地域福祉を基本として、心身障害者、老人等を対象に総合的機能を持った利用施設を総合的に整備し、もって社会福祉の増進に資するものである。

松山広域都市計画社会福祉施設、総合福祉センターの構想

1 都市施設の名称：総合福祉センター

2 位置：松山市道後一万、松山市道後今市、松山市道後町 2 丁目（愛媛県農業試験場）

3 面積（都市計画決定面積）：約 2.8ha

4 施設の概要、敷地面積、建築面積、設備

(イ) 身体障害者福祉センター、約 1.1 ha、約 2,150m²、相談室、理学療法室、宿泊施設、作業療法室、図書室、体育館等。

(ロ) 身体障害者更生相談書、(約 1.1 ha)、(約 2150m²)、判定室、相談室、研修室等。

(ハ) 身体障害者更生保養センター(約 1.1 ha)、約 1,700m²、宿泊施設、相談室、温水プール、医務室、創作室、展示室、会議室等。

(ニ) 身体障害者更生指導所、肢体不自由者更生施設、約 0.3ha、約 1,400m²、作業訓練室、機能回復室、理学療法室、職業訓練室、職能判定室、医務室、相談室、宿泊施設等

(ホ) 精神薄弱者通勤寮、(約 0.3ha)、約 500m²、居室、静養室、食堂、洗濯場、相談・指導室等。

(ヘ) 精神薄弱者職業訓練所、約 0.2ha、約 530m²、相談室、医務室、作業室、作業設備更衣室、休養室、食堂等

(ト) 児童福祉施設(児童センター、児童遊園)、約 0.5ha、約 1260m²、集会室、遊戯室、図書室、静養室等。

(チ) 老人福祉センター、(約 0.5ha)、約 870m²、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、創作作業室、浴室等。

(リ) 運動場、約 0.7ha、運動広場、植栽、遊戯施設等。

計、約 2.8ha、約 8,410m²

5 事業主体：愛媛県

第 356 号議案 松山広域都市計画教育文化施設の決定（松山市決定）

都市計画県民文化会館を次のように決定する。

【番号、名称、位置、面積、備考】

1、県民文化会館、松山市道後町 2 丁目、約 2.6ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

県民の文化的欲求の増大、多様化に対応して文化活動の拠点として、また文化、芸術等の殿堂として、広域かつ高次の総合的施設を整備した教育文化施設を建設し、もって県民文化の向上を図るものである。

松山広域都市計画教育文化施設、県民文化会館の構想

- 1 都市施設の名称：県民文化会館
- 2 位置：松山市道後2丁目（愛媛県農業試験場）
- 3 面積（都市計画決定面積）：約2.6ha
- 4 施設の概要、規模等
 - （1）県民文化会館、建築面積約10,600m²（地上5階、地下1階）
 - （2）駐車場、会館地下約90台、会館周辺約110台
 - （3）庭園、敷地内は極力緑化を図り、建物にマッチした庭園を整備
- 5 会館設備内容、規模等
 - （1）メインホール、約5,000人収容（音楽、演劇、式典、集会、講演会）
 - （2）会議室
 - イ 大会議室、約500人
 - ロ 中会議室、約100人～180人/室、4室（研修室、各種会議室、セミナー会場、展示会）
 - ハ 小会議室、約50人～90人/室、15室（研修室、各種会議室、セミナー会場）
 - （3）その他
 - イ 食堂（レストラン、特別食堂）
 - ロ 楽屋、10室
 - ハ リハーサル室、3室
- 6 事業主体：愛媛県
- 7 概算事業費、約190億円

第357号議案 今治広域都市計画病院の決定（今治市決定）

都市計画愛媛県立今治病院を次のように決定する。

【番号、名称、位置、面積、備考】

- 1、愛媛県立今治病院、今治市石井町4丁目、約1.7ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

県立今治病院は、現在の施設が狭隘で隣接地への拡張の見込みがないため、近見地区の適地に移転、新築し、地域の基幹病院として、また総合病院として整備拡充し、地域医療に寄与しようとするものである。

第358号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画下水道に江の口都市下水路を次のように追加する。

- 1 下水道の名称：江の口都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

江の口都市下水路、約195ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

江の口1号幹線、垣生3丁目1060番地地先、高田1丁目375番地地先、1.4m～3.0m、約2,060m、

江の口ポンプ場

江の口 2 号幹線、垣生 2 丁目 300 番地地先、宇高 5 丁目 521-1 番地地先、1.6m～2.4m、約 980m、
江の口 1 号幹線

放流渠、垣生 3 丁目 1060 番地地先、垣生 3 丁目 1060 番地地先、3.5m、約 10m、吐口
「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

江の口ポンプ場、垣生 3 丁目 1060 番地地先、約 5,700m²、ポンプ排水能力 18m³/秒
「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

当地区は、近年市街化が進み、従来遊水池の役割をしてきた田面減少により浸水の被害を再三受けている。そこで都市下水路を計画し、浸水の防除、生活環境の改善及び民生の安定をはかるものである。

第 359 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画下水道に松神子都市下水路を次のように追加する。

1 下水道の名称：松神子都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松神子都市下水路、約 51ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

松神子幹線、長岩町 2142 番地地先、又野 1 丁目 1529-2 番地地先、1.6m～2.1m、約 1,480m、松神子ポンプ場

放流渠、長岩町 2142 番地地先、長岩町 2142 番地地先、2.1m、約 20m、吐口

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

松神子ポンプ場、長岩町 2142 番地地先、約 3,200m²、ポンプ排水能力 6.21m³/秒

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

当地区は、近年市街化が進み、従来遊水池の役割をしてきた田面減少により浸水の被害を再三受けている。そこで都市下水路を計画し、浸水の防除、生活環境の改善及び民生の安定をはかるものである。

第 360 号議案 今治広域都市計画下水道の変更（今治市決定）

都市計画今治公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：今治公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

今治公共下水道、約 1100ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

本町通幹線、本町4丁目、常盤町4丁目、1.2m～1.65m、1,070m、合流式汚水、円形菅
恵美須町幹線、本町1丁目、恵美須町1丁目、0.9m、300m、合流式汚水、円形菅
今治駅・天保山幹線、天保山町3丁目、南宝来町3丁目、0.9m～1.35m、1,200m、合流式汚水、円形菅
蔵敷・旭町・泉川幹線、天保山町2丁目、東門町3丁目、1.35m～1.8m、580m、合流式汚水、円形菅
北新町幹線、北浜町、本町4丁目、1.65m～1.8m、540m、合流式汚水、円形菅
竹屋町幹線、本町6丁目、北宝来町3丁目、1.1m～1.2m、1,310m、合流式汚水、円形菅
北浜町幹線、北浜町、北浜町、1.8m、370m、合流式汚水、円形菅
常盤町幹線、常盤町4丁目、常盤町6丁目、0.9m～1.0m、910m、合流式汚水、円形菅
二級国道196号幹線、北宝来町3丁目、北日吉町1丁目、0.9m～1.1m、310m、合流式汚水、円形菅
鯉池排水第1汚水幹線、天保山町2丁目、泉川町1丁目、0.5m～0.6m、2,830m、分流式汚水、円形菅
鯉池排水第2汚水幹線、泉川町1丁目、常盤町8丁目、0.4m～0.6m、1,240m、分流式汚水、円形菅
乃万汚水幹線、蔵敷町1丁目、阿方字畑寺田、0.7m～1.0m、3,830m、分流式汚水、円形菅
日高汚水幹線、馬越町3丁目、片山字大直、0.60m、330m、分流式汚水、円形菅
大新田汚水幹線、大新田町3丁目、宮下町1丁目、0.40m～0.70m、1,880m、分流式汚水、円形菅
石井汚水幹線、大新田町5丁目、大新田町5丁目、0.35m、400m、分流式汚水、円形菅
的場汚水幹線、大新田町4丁目、近見区字藪ノ内、0.35m～0.50m、860m、分流式汚水、円形菅
立花排水第1汚水幹線、東鳥生町2丁目地先、郷本町2丁目、0.30m～1.10m、3,350m、分流式汚水、円形菅
鳥生大浜・八丁汚水幹線、北高下町1丁目、北高下町3丁目、0.60m、500m、分流式汚水、円形菅
第1圧送汚水幹線、天保山町4丁目、東鳥生町2丁目地先、0.45m、2,570m、分流式汚水、円形菅
第2圧送汚水幹線、天保山町4丁目、天保山町2丁目、0.7m、1,810m、合流式汚水、円形菅
第3圧送汚水幹線、天保山町2丁目、北浜町、0.6m～0.7m、4,740m、合流式汚水、円形菅
天保山汚水圧送幹線、天保山町4丁目、天保山町5丁目、0.40m、160m、分流式汚水、円形菅
近見汚水圧送幹線、北浜町、大新田町3丁目、0.40m、490m、分流式汚水、円形菅
処理場吐口、天保山町2丁目、天保山町4丁目、1.5m、740m、合流式汚水、円形菅
天保山ポンプ場吐口、天保山町2丁目、天保山町2丁目、1.5m、110m、合流式汚水、円形菅
北浜ポンプ場吐口、北浜町、北浜町、3.0m～6.6m、10m、合流式汚水、円形菅

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

金星川1号雨水幹線、恵美須町1丁目、泉川町1丁目、3.4m～4.0m、1,300m、分流式雨水、開渠
金星川2号雨水幹線、泉川町1丁目、南日吉町3丁目、2.0m～3.3m、420m、分流式雨水、開渠
泉川1号雨水幹線、南日吉町2丁目、常盤町7丁目、2.2m、240m、分流式雨水、開渠
日吉川雨水幹線、北日吉町2丁目、北日吉町2丁目、1.3m、80m、分流式雨水、開渠
日吉川5号雨水幹線、馬越町1丁目、片山字神佐武、2.85m、620m、分流式雨水、開渠
日吉川6号雨水幹線、片山字神佐武、片山字大縄、2.6m～5.2m、3,130m、分流式雨水、暗渠
浅川1号雨水幹線、阿方字一丁地、延喜、1.8m～2.5m、1240m、分流式雨水、開渠

浅川 6 号雨水幹線、馬越町 2 丁目、馬越町 3 丁目、1.6m、440m、分流式雨水、開渠
 浅川 7 号雨水幹線、別宮町 9 丁目、宮下町 1 丁目、1.7m～1.9m、300m、分流式雨水、開渠
 近見 1 号雨水幹線、大新田町 1 丁目、石井町 1 丁目、2.5m～7.2m、1,340m、分流式雨水、開渠
 近見 2 号雨水幹線、別宮町 7 丁目、大新田町 4 丁目、2.35m～3.0m、600m、分流式雨水、開渠
 近見 3 号雨水幹線、大新田町 1 丁目、鐘場町 2 丁目、3.7m～4.4m、460m、分流式雨水、開渠
 近見ポンプ場吐口、大新田町 1 丁目、大新田町 3 丁目、3.3m、20m、分流式雨水、暗渠
 御物川 1 号雨水幹線、東鳥生町 1 丁目、郷宗常寺、2.9m～4.0m、約 1,540m、分流式雨水、開渠
 御物川 3 号雨水幹線、郷宗常寺、郷八ツ目、1.7m～2.1m、180m、分流式雨水、開渠
 御物川 4 号雨水幹線、郷本町 1 丁目、郷本町 2 丁目、1.5m、330m、分流式雨水、開渠
 御物川 5 号雨水幹線、立花町 3 丁目、立花町 2 丁目、1.5m、420m、分流式雨水、開渠
 高下川 1 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、土橋町 1 丁目、2.1m～5.4m、1,590m、分流式雨水、開渠
 高下川 2 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、東鳥生町 3 丁目、3.0m～3.2m、約 880m、分流式雨水、開渠
 大浜 1 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、東鳥生町 2 丁目、2.0m～8.5m、約 990m、分流式雨水、開渠
 「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北浜ポンプ場、北浜町、7,360m²、汚水・雨水
 天保山ポンプ場、天保山町 2 丁目、5,120m²、汚水・雨水
 立花中継ポンプ場、東鳥生町 2 丁目地先、2,320m²、汚水
 天保山第 2 中継ポンプ場、天保山町 5 丁目、1,050m²、汚水
 近見ポンプ場、大新田町 3 丁目、6,300 m²、汚水・雨水
 「ポンプ場の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治終末処理場、天保山町 4 丁目、約 33,000m²、標準活性汚泥法
 「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

前回決定区域の事業（全体面積 661ha のうち昭和 55 年において 460ha 完了、ポンプ場、処理場 100%）が完了に近づいたことにより、今回計画区域の拡張を行い、健全な都市生活環境の整備並びに瀬戸内海水質保全を図るものである。

第 361 号議案 内子都市計画伝統的建造物群保存地区の決定（内子町決定）

内子都市計画伝統的建造物群保存地区を次のように決定する。

【名称、面積、備考】

内子町八日市、護国伝統的建造物群保存地区、約 3.5ha

理由

内子町八日市、護国の町並みは、江戸中期から明治にかけて、この地方の特産であった製蠟業を中心として形成された白壁の建築物群であり、専門家からも高く評価されている。この貴重な文化財を後世に残すため、本計画のとおり決定し、「内子町伝統的建造物群保存地区保存条例」の規定に基づき保存を図るものである。

第 362 号議案 土居都市計画区域の変更（愛媛県知事指定）

土居都市計画区域を次のように変更（縮小）する。

- 1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 2 都市計画区域から除外される土地の区域
土居町大字上野及び大字浦山の 1 部

【現都市計画区域、変更後都市計画区域、備考】

約 8,667ha、約 3,828ha、（約 4,839ha を除外）

理由書

現在の都市計画区域は、行政区域全域となっているが、将来の土地利用について再検討をした結果、南部山丘地帯は、主として森林地帯であり住宅はほとんどなく、今後とも開発の動向はみられないため、都市計画上、一体の都市として積極的に整備、開発、保全の必要性がないと考えるので、今回この区域を都市計画区域から除外しようとするものである。

第 363 号議案 菊間都市計画区域の変更（愛媛県知事指定）

菊間都市計画区域を次のように変更（縮小）する。

- 1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 2 都市計画区域から除外される土地の区域
菊間町大字河之内、大字中川及び大字川上の全域

【現都市計画区域、変更後都市計画区域、備考】

約 3,620ha、約 2,723ha、（約 897ha を除外）

理由書

現在の都市計画区域は、行政区域全域となっているが、将来の土地利用について再検討をした結果、南東部山丘森林地帯は、住宅も少なく、また今後とも開発の動向もみられないため、都市計画上、一体の都市として積極的に整備、開発、保全の必要性がないと考えるので、今回この区域を都市計画区域から除外しようとするものである。

第 364 号議案 宇和都市計画区域の変更（愛媛県知事指定）

宇和都市計画区域を次のように変更（縮小）する。

- 1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 2 都市計画区域から除外される土地の区域
宇和町大字明間、大字西山田、大字山田、大字田野中、大字平野、大字窪、大字常定寺、大字新城及び大字明石の 1 部

【現都市計画区域、変更後都市計画区域、備考】

約 13,323ha、約 10,621ha、（約 2,702ha を除外）

理由書

現在の都市計画区域は、行政区域全域となっているが、将来の土地利用について再検討をした結果、町域周辺部の山丘森林地帯は、住宅も少なく、今後とも開発の動向もみられないため、都市計画上、一体の

都市として積極的に整備、開発、保全の必要性がないと考えるので、今回この区域を都市計画区域から除外しようとするものである。

第 365 号議案 大洲都市計画区域の変更（愛媛県知事指定）

大洲都市計画区域を次のように変更（拡大）する。

- 1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
大洲市富士の全域及び菅田町菅田、菅田町大竹、下松尾並びに平野町野田の 1 部
- 2 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

【現都市計画区域、変更後都市計画区域、備考】

約 2,570ha、約 3,300ha、（約 730ha を拡大）

理由書

大洲市菅田地区、南久米地区、平野地区は、主要交通施設の計画、整備とともに住宅開発等の傾向が顕著であり、今後もその傾向にあるため、都市計画区域に編入し、一体の都市として総合的に整備、開発し、併せて都市環境の保全を図ろうとするものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 355 号議案、第 356 号議案

事務局：この試験場は全面積約 6.1ha ですが、そのうち県有地は 47 筆 4.4ha、私有地は 15 筆 1.7ha を 13 名の地主が保有し、県が借地している。地主の説明会は 2 月 12 日に行い、13 名のうち 10 名が出席し、他は委任状が提出されました。地主からの意見は、両施設とも反対しない、試験場用地は都市空間として残すべき、反対はしないが代替地を欲しい等であった。市民への説明会は 2 月 14 日に行い、出席者は 81 名で大多数の賛同を得た。松山市の都市計画審議会は 3 月 9 日に開催され、承認されている。計画案の縦覧は 2 月 21 日より 2 週間、縦覧者は 10 名で意見書は 2 通、災害時の緊急避難場所がなく、貴重な都市空間で残すべきとの反対意見と、建設及び完成後の利用についての要望です。

委員：両施設とも結構だが、文化会館が華やかな雰囲気を持つのに対して、福祉施設はしんみり時間をかけて行う施設であるので、双方にとって違和感がある。その点でこのレイアウトは不自然。福祉センターの目的に見合う閑静な位置の選定について、どのように検討したか。

事務局：総合福祉センターの適地性について、全県的な利用を考えて松山市に決めた。利用者は体の不自由な人、老人あるいは子供であるので、交通が便利で安全な場所、さらにリハビリテーション、保養に温泉が利用できる、一般住民との交流を深めるために住宅地あるいは市街地に近く環境の良い所が望まれる。また、多様な訓練が可能、観光資源が活用できる、緊急時に総合病院を使える、近くにショッピング街が必要、これらの条件を考慮して決めた。文化会館については、道後地区を中心にした旅館あるいは商業活動に活を入れたいと考えている。

委員：総合福祉センターについて、便利ではあるが安全であるかどうか。かならずしもベターではない。地域住民とのコミュニケーションはどのように図るのか。道後温泉の利用については、南海地震以来湧出量に限界があり、温泉管理者である松山市との話し合いはついているか。

委員：土地所有者から替え地がほしいとの意見があったが、解決したのか。

委員：職業訓練校が、交通量が多くなると考えられる現道をはさんで配置されているのは問題だ。

委員：残された農業試験場の建物や周辺はどうなるのか。

委員：県民文化会館について、これを前提にして周辺の道路整備をすべきだが、見通しはどうか。それから、駐車場の台数が少ない、まかなえるのか。県に買収されていない1.7haの地主との話し合いは、極力円満解決するよう努力を希望する。該当者は、円満な話が見つからないことを前提に県は都市計画決定をしている、有無を言わず収用法の適用を含めてやろうとしている、と受け止めている者もいる。

事務局：地主からの要望では施設そのものには反対していないが、緊急時の避難場所など公園緑地としての利用を望むとのことであるが、現在の試験場はフェンスで仕切られており、避難場所としては使えなく、今回のように建物を立てた方が入口が増え、自由に使え、退避場所としては都合が良いと考えている。建蔽率は41%でゆったりと空間をとっている。公園緑地についての利用については、近くに道後公園もあり、松山市の緑のマスタープランでも試験場跡への計画はない。試験場跡が必ずしも適地ではないということに対しては、説明会や話し合いの場で御理解していただいている。試験場内に地主の代替地がほしいという意見については、社会福祉施設はどうしても平屋が多く、残地が少なくなる。これらの点には話し合いのなかで理解をえるよう努力した。県道道後公園線の改良については、現在子規博物館周辺の改良をしており、この後公園線の改良にかかる予定です。さしあたり試験場前は30mにさっそく改良する。駐車台数については、市内電車もあるので公共輸送機関を極力利用していただきたい。地主との話し合いについては、地主の方々は松山きっての旧家で、資産家でもあるので、文化施設あるいは福祉施設には十分理解してもらえらると思っている。

委員：総合福祉センターについては、それなりの弾力性のある検討と今後の若干の改善を検討してほしい。道路計画についてはオープンに間に合うようお願いしたい。駐車場については、更に引き続き検討の必要がある。地主との問題については円満に解決してほしい。

社会福祉課長：総合福祉センターの基本的な考え方は3年くらい前から検討して来た。隔離的なものと都市の中に作るという点については、閑静な場所では落ち着いて相談や訓練が出来るが、一般住民と離れてしまうという問題がある。この施設は、障害者に在宅のまま利用してもらうことを考えているので、都市住民との交流を重視している。精神薄弱者訓練校についても軽度で通所できる人を対象にしているので、交通安全には十分配慮しなければならないが、あの場所で適当と考えている。温泉については、将来利用したいということで、具体的な検討はしていない。

委員：地主との交渉については、十分誠意を尽くして解決されたい。道路、駐車場については、施設規模に対して間口が小さい気がする。道路位置の検討など努力をお願いします。

委員：温泉の利用について、県はどれくらいの量を希望しているのか。

社会福祉課長：まだ机上の案である。

委員：どこで使いたいのか。

社会福祉課長：保養センターで使いたいが、具体的には考えてない。

第357号議案

委員：この地域は堪水の地域である。この設計では2mの埋立をするが、そうすると周囲の堪水状況が大きく変わる。排水を十分にしておく必要がある。

事務局：御指摘のように、洪水時には堪水します。このため今回の埋立に対応して1,000mmのポンプを今治市が敷設する。しかしこれでは不十分なので、次の議題のように今治公共下水道計画決定で雨水排除をやり、次いで公共下水道の雨水及び汚水の処理を行いたい。洪水については十分配慮したい。

第 360 号議案

委員：区域の拡大によって終末処理場はどうなるか。

事務局：終末処理場は当初からこれだけの区域を予定している。なお将来の拡大については新しい処理場が必要になる。

第 361 号議案

事務局：この地区決定がなされると、地区内の建築物の建設、宅地造成その他の土地の形質変更について規制されるが、その内容は内子町伝統的建造物群保存地区保存条例に決められている。この条例は昨年 9 月 29 日町議会で可決されています。一方、都市計画法の規定により保存地区が決定されると、内子町は当地区内の保存計画を策定し、重要伝統的建造物群保存地区の申請を行い、保存に対する助成措置の強化により、これを保存する。住民周知の経緯については、内子町では過去 8 年に亘って町並み保存の研究と保存対策に努めてきており、55 年 3 月に 4 地区で説明会、55 年 3 月から 9 月の間、各家庭訪問による意見聴取の結果、完全な合意というよりも、基本的に保存を推進することについて、賛同を得ている。地元審議会は 55 年 9 月 8 日に開催、全委員の賛成が得られたが、住民個々への万全の対応が大事であり、今後とも最大の努力を払われることを附帯した意見書となっている。縦覧は本年 2 月から 2 週間行ったが縦覧者はいなかった。

委員：今の説明では、完全合意ではないが、大綱としては賛意を得たとのことだが、内容は総論賛成、各論反対であろうと思う。各人への説明の内容をもう少し踏み込んで説明してほしい。また、縦覧者はいなかったということは、議論が尽きて、積極的賛成でなくてもやむを得ないと考えているのか。

事務局：指定されると、私権が制限され、生活が不便になる。先進地の倉敷でも表通りは復元してもらおうが、裏側の方は現代的に改造しており、内子町でもそのように考えている。まだ、国の補助金をもらう体制ができてないが、こうした内容を含めて、個別権利者に説明してまわった。縦覧者はいなかったということは、これまでに専門家の視察などもたびたびあり、町並み保存の雰囲気は町内全体にあったようだ。対象地区では十分周知がはかられていたと解釈している。

委員：真正面から反対する人はもう出ないか。

事務局：数字については、保存したい人が 64%、どちらでもよいが 29%、しなくてもよいが 5%です。絶対に問題がないかと問われると、5%は反対であり、問題は残っている。

委員：その反対はどの程度か。私権がかなり制限されるので、得心づくでやっておかないと問題を残す。

事務局：絶対に反対であるとは理解していない。

第 364 号議案

委員：たくさんの市町村がでてくるが、何かものさしがあるのか。それともたまたまか。

事務局：従来の都市計画法の旧法では、行政区域を対象として都市計画区域を決めていたが、新法になってこれらに見直しをするように要請されている。森林地域等都市的利用のはかれない地域では削減するようにとの指導です。

委員：それでは、その他の町村でも今後でてくる可能性があるのか。

事務局：今回は、提案しているものだけです。2 年間将来はない。

農政局長：土地利用基本計画の変更が進められているが、どこまで進んでいるか。

事務局：知事の申請書を先日国土庁に提出した。事前協議の了解は取れ、各省庁とも意見はなかった。本申請を持ちこみ、近く認可になる予定。

第 60 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 56 年 7 月 29 日）

第 366 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事指定）

- 1 都市計画道路中 1,2,2 号久保下難波線を 1,2,2 号平田町下難波線に、1,3,1 号勝山町志津川線を 1,3,1 号勝山町則之内線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、1,2,2 平田町下難波線、松山市平田町、北条市下難波字天神分、（松山市福角町、北条市河原字乙田、北条市辻字八郎）、約 12,580m、30m、

内訳、松山市堀江町、北条市小川、880m、地下式、10.75 m×2、11,700m、地表式、30～50m、国鉄予讃線と立体交差、一般国道 196 号と起点及び終点で平面交差

幹線道路、1,3,1 勝山町則之内線、松山市勝山町二丁目、川内町大字則之内、（松山市北久米町、松山市水田町、重信町大字牛淵、重信町大字志津川、川内町大字北方）、約 17,200m、地表式、24m、伊予鉄横河原線と立体交差 2 箇所、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 5 箇所、一般国道 11 号と重信町大字志津川、川内町大字北方、川内町大字則之内で平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路中 1,3,3 号松山環状線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

1,3,3 松山環状線、松山市岩崎町二丁目、松山市平田町、（松山市土居田町）、約 12,940m、28m、内訳、松山市天山町、松山市朝生田町、約 560m、嵩上式、28～38m、

松山市和泉、松山市土居田町、約 600m、嵩上式、38～43m、約 11,780m、地表式、18～44m、伊予鉄横河原線、郡中線と立体交差、国鉄予讃線と立体交差 2 箇所、伊予鉄高浜線と平面交差、幹線街路勝山町則之内線、土橋町千足線、南堀端町市場線と立体交差、幹線街路と平面交差 14 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画区域における都市計画道路は年々増大する交通需要に対応できない状況にあり、特に主要幹線である国道の渋滞が甚だしいので、国道バイパスについて都市計画決定を行うものである。

第 367 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 77 号中筋公園、第 78 号高崎公園、第 79 号北久米 8 区公園、第 80 号今在家公園、第 81 号向井公園及び第 82 号山越公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、77、中筋公園、松山市福角町地内、約 0.10 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、78、高崎公園、松山市山越 1 丁目地内、約 0.32ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、79、北久米 8 区公園、松山市北久米町地内、約 0.13 ha、広場、修景施設、休養施設、遊

戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、80、今在家公園、松山市今在家町地内、約 0.20 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、81、向井公園、松山市北梅本町地内、約 0.16 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、82、山越公園、松山市山越 2 丁目地内、約 0.31ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 368 号議案 松山広域都市計画公園の変更（北条市決定）

都市計画公園に第 83 号西の下公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、83、西の下公園、北条市柳原地内、約 0.23 ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当地区は近年住宅が急増しているのに加え、付近児童が安心して遊べる場がないので、今回児童公園を計画決定し、近郊児童の遊戯の場とし、併せて児童を交通事故から防止するものである。

第 369 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

1 都市計画公園に第 2,2,29 号郷本町公園、第 2,2,30 号高部公園、第 2,2,31 号宮下公園、を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,29、郷本町公園、今治市郷本町 1 丁目地内、約 0.26ha、広場、便益施設、遊戯施設

児童公園、2,2,30、高部公園、今治市高部字宮ノ下地内、約 0.10 ha、広場、便益施設、遊戯施設

児童公園、2,2,31、宮下公園、今治市宮下町 1 丁目地内、約 0.21ha、広場、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

2 都市計画公園中第 2,2,3 号日吉公園、第 2,2,6 号波止浜公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,3、日吉公園、今治市南宝来町 1 丁目地内、約 0.31 ha、広場、便益施設、遊戯施設

児童公園、2,2,6、波止浜公園、今治市波止浜字地堀地内、約 0.48 ha、広場、便益施設、遊戯施設

理由

1 郷本町公園、高部公園、宮下公園

市街化区域内の適地に、児童公園を計画的に配置し、住民福祉に寄与するため計画決定を行い早急に整備しようとするものである。

2 日吉公園

本公園は、戦災復興区画整理事業により、昭和 27 年児童公園として設置し、現在まで利用されてきた。今回の変更は、日吉小学校の建て替えや中央住民センターの建設に合わせてこの地区の土地利用の再編

成を図り、本公園を公共施設の中央部に移転し、利用の増大及び住民福祉の向上を図ろうとするものである。

3 波止浜公園

隣接する波止浜保育園の移転に伴い、その跡地を公園区域に編入することにより十分な広場を確保し、児童の健全な運動に寄与するため計画決定を行い早急に整備しようとするものである。

第 370 号議案 伊予三島都市計画公園の変更（伊予三島市決定）

都市計画公園に第 2,2,3 号朝日公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,3、朝日公園、伊予三島市朝日 2 丁目地内、約 0.14 ha、遊戯施設、便益施設、修景施設、休養施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、市街化が進む住宅地域内の交通事故防止、児童の生活環境及び周辺の人口密度等を勘案し、逐次配置計画をするもので、今回朝日地区に児童公園を追加し、児童の遊び場の確保に併せて生活環境の改善と向上に寄与しようとするものである。

第 371 号議案 土居都市計画公園の変更（土居町決定）

都市計画公園中第 2 号小富士児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2、小富士児童公園、土居町大字中村地内、約 0.32 ha、修景施設、遊戯施設、便益施設、運動施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現在、小富士児童公園は面積 0.16 ha で計画決定しているが、地区住民より面積の拡大、利便の良い位置への変更等強い要望があり現位置について再検討を行った。今回変更しようとする位置は、生活道路に接し、面積は 2 倍の 0.32 ha、さらに集会所も隣接して建設される等児童公園としてより適切であるため位置の変更を行い、住民福祉の向上に寄与しようとするものである。

第 372 号議案 保内都市計画ごみ焼却場の決定（保内町決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1、保内町ごみ処理場、保内町喜木津 1 番耕地地内、約 0.4 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

保内町ごみ焼却場は、昭和 47 年に建設したが、近年ごみ量の増加及び周辺の宅地化により移転改善が急務となっている。そこで、ごみ焼却場を付近に人家のない喜木津地区に決定し、今後のごみ処理行政の円滑化に寄与しようとするものである。

第 373 号議案南予レクリエーション都市計画下水道の変更（宇和島市決定）

都市計大浦都市下水路を次のように決定する。

1 下水道の名称：大浦都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

大浦都市下水路、約 49ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

大浦第 4 雨水幹線、宇和島市大浦字新田、宇和島市大浦字阿形、1.2m～1.8m、約 650m、大浦排水区

大浦第 5 雨水幹線、宇和島市大浦字新田、宇和島市大浦字中村、1.1m～1.2m、約 310m、大浦排水区

放流渠及び吐口、宇和島市大浦字新田地先、宇和島市大浦字新田地先、1.8m、約 50m、大浦排水区

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

大浦雨水排水ポンプ場、宇和島市大浦字新田地先、約 2,230m²、5.27t/秒

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

近年遊水地の機能をしていた水田が埋立てられて市街化が進み、たびたび浸水を生ずるようになった。このため、都市下水路を計画決定し整備を図ることにより、地域住民の環境の向上及び福祉の増進に寄与するものである。

第 374 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画下水道中川之江公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：川之江公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 194ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

川之江第 1 号幹線、川之江市川之江町字川原町地先、川之江市川之江町字大門、250～2,400mm、約 2,190m、川之江処理区

川之江第 2 号幹線、川之江市川之江町 4087-27 地先、川之江市川之江町字港通り、1500～2,000mm、約 650m、川之江処理区

川之江第 1 号雨水幹線、川之江市川之江町 3113-11 地先、川之江市川之江町 3222-4 地先、1,000×1,300～1,500×1,880、約 660m、川之江処理区

川之江第 2 号雨水幹線、川之江市川之江町 2970-9 地先、川之江市川之江町 3,232 地先、900×1,200、約 220m、川之江処理区

川之江第 3 号雨水幹線、川之江市川之江町 2977-7 地先、川之江市川之江町 2,937 地先、900×1,200

～1,100×1,400、約 220m、川之江処理区

第 1 圧送幹線、川之江市川之江町 4087-27、川之江市川之江町字川原町地先、600、約 1,090m、川之江処理区

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字川原町地先、川之江市川之江町字川原町地先、2,400×2,400、約 470m、川之江処理区

汚水吐口幹線、川之江市川之江町字大江新開地先、川之江市川之江町 4087-27、2,500×2,500、約 400m、川之江処理区

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

川原ポンプ場、川之江市川之江町字川原町地先、約 6,000m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

川之江処理場、川之江市川之江町 4087-27 番地、約 20,120m²、標準活性汚泥法

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

川之江公共下水道は、昭和 48 年川之江処理区を計画決定し事業化を図っている。今回の変更は、用途地域に決定されている地区について追加決定するものである。また幹線管渠についても追加を行い、生活環境の改善、住民福祉の向上に寄与しようとするものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

事務局:本議案は将来の交通量の増加に対応するため国道 196 号線及び 11 号線バイパスについて都市計画決定を行うものであります。具体的には、国道 196 号バイパスが北条市分として延長約 6.4km が昭和 51 年 2 月に久保下難波線として計画決定されておりますが、これを松山市方向に約 6.2km 延長して約 12.6km とし、既設の国道 196 号と結び名称を平田町下難波線と改めます。幅員は既決定通り 4 車線 30m で、松山市と北条市の界のあたりにある粟井坂付近はトンネルを計画しております。この路線に関連しまして、昭和 45 年 10 月に松山環状線として既に計画決定されておりますが、これを約 1350m 追加延長し、前述の 196 号バイパスと連絡させます。幅員は資料のとおり 25m です。一方、国道 11 号バイパスであります勝山町志津川線は、昭和 48 年 8 月に計画決定され、現在工事中であります。この路線を川内町まで約 4.8km 延伸するもので、名称も終点が重信町の志津川でありましたが、川内町則之内地区になりますので、勝山町則之内線に変更するものです。この路線は資料のとおり、現在の終点から国道 11 号線の山側へ移動し、現在の横河原橋より約 200m 上流に架橋させ、現在の国道へは横河原橋から東へ約 1,000m 地点で平面交差させまして、終点は県道美川川内線と連絡させます。幅員は 25m で計画しています。なお両バイパスとも線形決定のコントロールポイントとしましては、神社、学校、公共施設、団地、ため池、あるいは既存集落等を可能な限り避けて路線決定をしています。次に住民周知等の経緯について

御説明いたしますと、国道 196 号バイパス関連は、北条市で本年の 2 月 18 日に関係区長、水利組合の関係者に対して説明会を行い、以後 5 月 18 日から 5 月 27 日の間、地区住民に対し 4 回地区集会所で説明会を行いました。その結果は、出席者延べ 130 名で、出されました主な意見は、早期に着工すること及び、施行上の問題点で、反対意見はありませんでした。また、松山市側は 6 月 25 日に堀江の内宮中学校で説明会を行い、その結果は出席者約 120 名で、出された意見は、主としていつ頃着工するのか、また早期に着工してほしい、というようなことでした。一方、地元審議会は北条市が 2 月 10 日に、松山市が 7 月 15 日に開催され、それぞれ承認されています。他方国道 11 号バイパスは、重信町および川内町で本年 3 月 9 日に説明会を行いました。その結果、重信町では 35 名、川内町では 76 名の出席者で、出された意見は 196 号バイパスとほぼ同じ意見が述べられています。さらに地元審議会は、重信町は 3 月 5 日、川内町は 3 月 12 日に開催され、承認されています。

また計画案の縦覧は 7 月 3 日から 2 週間行った結果、169 名の方々が縦覧されましたが、意見書の提出は、お手元の資料のとおり、井上弘志さん外 3 名の方から、この計画に対して変更を願う意見が出されています。この場所は、松山市堀江地区の福角町で長さ約 2,000m の区間です。先程述べましたように、道路線形の決定にあたりましては、既存集落等を可能な限り避け、検討した路線でございますので、路線の変更はできませんが、工事の実施にあたりましては、意見書の趣旨を十分に尊重し施行するように、事業主体であります建設省に願っています。

委員：松山環状線の変更に関連しまして、今回の審議外ではありますが、資料を読みますと、環状線と伊予鉄高浜線は平面交差になっていますが、これにつきましては立体交差に計画を変更するというようにも聞いていますが、そのへんのところを御説明願います。

事務局：今回御説明申し上げましたのは、196 号バイパスと 11 号バイパスについての変更であります。したがって、御質問の件に関しましては、またあとの機会にご相談させていただきたいと思っております。

委員：現在、計画があるように聞いているのですが、その点どうでしょうか。

事務局：それにつきましてお答えいたします。県道の松山衣山線というのがございまして、54 年 9 月に供用を開始しています。一方建設省の方で環状線の整備を進めているわけですが、いずれも伊予鉄高浜線と交差するというので、特に県道分につきましては、供用開始以前から立体化の問題が出ておったわけですが、国の立体化に要する費用負担につきまして、建設省の基準があるわけですが、伊予鉄側にとりましては、内容がきびしいということで、県と国と伊予鉄で再度調整をしている段階です。具体的に申し上げますと、高架下の利用計画につきまして、国の見解と、伊予鉄側の考え方に開きがあるわけで近く調整を図った上で、事業化を進めていきたい。

委員：松山市の鉄道と環状線及び県道との交差については、前から大きな懸案であって、今、委員からも言われましたけれども、前に土木部でのお答えは、この環状線の交差について、特に済美高校あたりの交差を含めて、現在は平面交差でいくが将来これを検討して立体交差にするということでしたが、積極的に今から準備を進めても相当時間がかかる問題ですから、これを意欲的に計画的にしっかりと取り組んでいただきたい。そのことを含めて北条との間の立体交差を行わないと、また、そこ（済美高校あたり）で進まないのではないか、と思っておりますので、特に強く要望します。

委員：196 号バイパスに関連して出されている意見書の扱いについて、事務局の方からは、工事に関連してできるだけ配慮していきたい、というだけの説明だったわけですが、ここに出されている四人の方々の意見は、比較的柔軟性のある意見と思われまますので、先の説明にあった配慮にとどまらず、例えばあとの二人に宅地の問題等については、当該地域は調整区域であり比較的土全体に余裕が

ありますので、適当な土地のあっせんとか、開発許可その他について特別なはからいをする。また、農地の減少する分についても、他の農地に若干余裕があると思われるので、市の農業委員会なり農地関係者と相談して、できるだけこの意見の主旨を尊重し、円満に処理をして欲しいと思います。努力の余地があると思いますが、具体的にはどのような措置をとってこられたか。

事務局：委員の御質問の件ですが、先程申し上げましたように、路線の変更についてはいろいろコントロールポイントをつくってやったわけで、不可能に近いということで、しかし四人の方々の意見はもっともなことです。建設省にお願いするだけでなく、我々都市計画課としても、出来る限りの協力をさせていただきたい。

委員：地図の上から見ますと、委員のいわれるように、市街化調整区域以外のように見受けられますが、当該地域は、農振農用地域であるかどうか調べてください。

委員：先程の四人の方々は、ほとんど農家の方でして、その地域の実態に合わせて、改良区等、地域関係の団体を通じて、地域の公共性をふまえた話の中で、具体的な解決方法が見出されるように思いますが、県当局はどう思いますか。

事務局：この地元説明会にあたりましては、関係者もさることながら、土地改良区、水利組合そういう方々にも6月25日にお会いしまして、計画についての経緯等もお話申し上げて御了解を得ているわけです。また、この線形につきましては、直轄事業で行うというように事業主体も決まっているわけでごさいます。建設省が立案された中を、私ども都市計画サイドからも十分検討を加えたわけです。いろいろな努力を積み重ねてきたわけです。

委員：私はこの近くですので、よく知っていますが、農家の点在により路線をいかに変更しても、必ずどれかの農家にかかるわけで、従って、これは、関係者には十分な補償をし、了解を得てやるというしか、方法がないのではないかと思います。それからもうひとつ付け加えてお話ししたいのは、路線決定をしても、予算の関係で着工はむこうのように伺いますが、現実には今治から松山に来られる人はおわかりだと思えますが、北条の地域はまだ国道の東に県道があって二本の線が入ってこれる。ところが粟井坂の所でこれが一本になり、松山へ入る今治からの車のネックになっています。従って、今度追加決定しますこの6,210mの間が一番急ぐのではないかと。松山から今治までの間、特に北条の人口が増加しているものが、例えば、県営中須賀団地は入居する人が少ないわけで、その理由は、松山方向の交通渋滞だということですので、特に県からも要望して、早急に実現するようにしてほしい。

委員：路線は皆さんが専門的に検討されているので、おそらくこの計画が悪いという意見は出ないと思います。ただ関係者についての今の事務局の話を聞いていると何かはっきりしない。県が建設省にお願いしているというだけのように聞こえる。もっとはっきりした回答が欲しい。

事務局：このバイパスについては、建設省もさることながら、私どもも地元説明会に参加させていただき、このムードは総論かも知れませんが、早く着工してほしい、という賛成意見がほとんどで、個人的にもっと意見がでるかと思っていましたが、幸い皆さん比較的協力的で、最後には拍手して、早くやってくれという話になったくらいです。この四名の方には、先程申し上げた方法で解決していかねばならない。かように考えています。

委員：付近の住民の方々が賛成するのはわかりきったことで、問題はその土地の所有者を、だからと言って無視はできず、その人たちをどうするかということであり、計画に反対ということではないので、誤解のないよう申し上げます。

委員：今までの県のお話では、今後建設省において解決するであろうという内容でしたが、例えば農業者に対しては代替用地によって対応するとか、具体的な対応策が県にあるなら聞かせていただきたい。

私の方としては、農家からこういう意見のないことが最善ですが、道路が通過するには必ずどこかにかかるわけで、今後地権者に対し、県当局の最大限の配慮を具体的にお願いしたい。それにより今後問題がおこらないようお願いしたい。

委員：今御審議いただいている道路については、私ども建設省の方で実施するようになると思いますが、こういう大きなバイパスの実施に当たっては必ず、こういった農地や宅地の代替地のあっせんといった問題が起こり、関係者と十分に話し合い、県、市町村にもご協力を願ってすすめているわけです。ただいま各委員から御意見がありました。これに関しましては、事業化が決定された時点しか、具体的な話し合いを関係者と持つことができませんので、その時にはこの御意見をふまえてすすめていきたいと思えます。

議長：ただいまの関係者の補償問題等に関しましてはいろいろ御意見もあろうと思いますが、個々のケースで具体的な要望等もでてこない、具体的な返事もできないように思えますので、できるかぎり対応をしていただくということで、御了承いただけますか。

委員：結果的にはそうならざるを得ないかもしれませんが、先程から御説明があるように、この道路が必要であり、さらに早期に行ってほしいということも確かですが、さりとて計画決定をしても事業認可もできず、ここ1~2年の間には話になりそうもない、ということでしたが、その時点まで少人数であっても、こういう方々が、その間生活設計もできずにほっておかれるというのも難儀な話ですので、建設省とも相談して、場合によっては、県が肩代わりしてでも、事業認可になれば可及的にすみやかにそれぞれの生活設計が立つような方向で、具体的な話をすすめていただきたい。そういう意見を付けて賛成しておきたい。

委員：いま委員からお話があったように、今日この議題ではこれ以上議論はできないと思えます。都市計画の変更ですから、具体的にはこれから事業認可がおりて、予算がついて、今度は用地買収という段階で問題になってくるわけです。このあと、この都市計画の変更が決定されますと、この関係路線の土地はコンクリートされるわけです。そうなりますと、この土地や家を持っている人々は、いつこの生活をどのように変えていくかという時間的な問題を含めて非常に困るわけです。しかし、実施者にしてみれば、予算がつかなければ買うわけにもいかないし、相談をするわけにもいかない。一方、所有者にしてみれば、家を建てたいという時や営農計画を建てるときに非常に困るわけで、だから単に都市計画道路の変更だという甘い認識で、この場合はやむをえないから了承していただきたい、というだけでなく、この裏側には関係者が非常に苦勞しているわけですから、特に地権者は、これで大きく生活を変えなければならぬわけですから、それに対しては十分な対応をしていただきますようお願いいたします。

第 372 号議案

委員：今の説明では、反対者がいなかったと、まったく最近のこととしてはめずらしい。地元の委員に聞くと、道が遠いだけで問題はないとのことだが、重ねて確かめておきたい。その理由は、宇和島の焼却場の時にずいぶん議論したが、私は不十分だったと思っているからだ。

事務局：委員の発言はもつとも、宇和島の件は反省しています。この保内町の件については、54年7月から行動を起こし、私も現地を見ました。実は前回の審議会にかけてくれという話だったが、十分納得がいきにくいので待ってもらった。すでに住民説明も終わり、縦覧も終わっていたが、再度要請しましたが、結果的には問題はなかった。直接現地で聞いてみたが、支障ないということで、この地区には太鼓判を押せると思っている。